令和３年第３回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第２日目)

令和３年９月１５日（水曜日）　　午前９時３０分開会

第１７　　一般質問

○出席議員（１０名）

１番　余　湖　龍　三　君	２番　西　森　信　夫　君
３番　山　田　日出夫　君	４番　仁　木　義　人　君
５番　西　山　由美子　君	６番　須　河　　徹　君
７番　泉　　愉　美　君	８番　谷　口　武　彦　君
９番　工　藤　弘　喜　君	１０番　河　端　芳　惠　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	森谷清和君
総務課長	硯見康之君
企画財政課長	篠田康行君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂井毅史君
福祉保健課長	今田朝幸君
福祉保健課長補佐	関口好子君
農林商工課長	大里孝生君
建設課長・上下水道課長	渡辺克人君
会計管理者・危機管理監	伊田彰君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	高橋治君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長・図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局次長	今田和則君
農業委員会会長	細川孝雄君
監査委員	平塚晴康君
選挙管理委員会委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山内啓伸君
議会事務局係長	吉村章子君

開会　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（須河　徹君）　皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河　徹君）　ここで、議会運営委員長から今後の議会運営について、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（西森信夫君）　皆さん、おはようございます。

それではただいま、議長からのお許しがありましたので、追加議案の取り扱いについて、ご報告を申し上げます。

本日の午前９時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の案件の取り扱いについて、協議を行いました。

案件につきましては、既に皆さまに配布をしておりますとおり、議案第５１号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）についてであり、協議いたしました結果、本会議に提出することを決定いたしました。

なお、審議につきましては、議案第４９号の質疑、討論、採決が終了したのち、行うことといたします。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（須河　徹君）　ご苦労さまでした。

◎日程の追加

○議長（須河　徹君）　お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり、追加議案として提案されました議案第５１号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）についてを追加日程第１とし、日程に追加したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。

よって、この際、議案第５１号を追加日程第１とし、日程に追加することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（須河　徹君）　日程第１７、昨日に引き続き、一般質問を継続をいたします。

７番、泉愉美君の発言を許します。
７番、泉愉美君。
○７番（泉　愉美君）　７番、泉です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。
子どもたちのＳＯＳを受け止める体制について、町長と教育長に伺います。
現代社会の子どもたちの家庭環境は多様化しており、家庭や子どもたちが抱える問題もさまざまです。
この町の子どもたちは健やかな生活を送っていると願うばかりですが、家庭の中のことは実態の把握が難しいところです。
そこで、コロナ禍でクローズアップされた二つのデリケートな問題について伺います。
一つ目に、経済的な理由などで生理用品を十分に入手できない「生理の貧困」が社会問題となっています。子どもたちの中でも経済的理由ばかりでなく、家庭の無理解などで生理用品を満足に使えないケースが増えているようですが、学校現場での対応と町の支援の考えは。
二つ目に、通学のかたわら、障がいや病気の家族の介護や年下のきょうだいの世話をしている「ヤングケアラー」の実態の把握と支援について。
以上の２点について、ご回答をお願いいたします。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　ただいま「子どもたちのＳＯＳを受け止める体制について」２点のお尋ねがございました。町長へのお尋ねもございますが、私の方からお答えをさせていただきます。
まず１点目に「経済的な理由などで生理用品を十分に入手できない『生理の貧困』が社会問題となっていますが、子どもたちの中でも経済的な理由だけではなく、家庭の無理解などで生理用品を満足に使えないケースが増えているようですが、学校現場での対応と町の支援の考え」についてのお尋ねがございました。
経済的な理由により生理用品を買うことが困難な人やネグレクトなどにより親から生理用品を買ってもらえないことを「生理の貧困」と言われ、発展途上国だけではなく、格差が広がる先進国においても深刻化していると言われております。日本においてもコロナ禍が長引き、経済的に困窮する女性が増えている中、問題が顕在化し社会問題となっているところです。
生理用品の学校現場の対応につきましては、現在、本町の小中学校では町の予算で購入した生理用品を保健室に置き、学校生活上、必要となった児童生徒に個別に配布しております。また、保健の授業などで自分の体を衛生に保ち大切にすることを指導しており、困ったときには保健室などに相談に行くように周知しております。
各学校においては「生理の貧困」と言われるような状況は現在のところ把握していませんが、子どもたちの中には恥ずかしさなどで保健室に行けないような場合もあるかと思いますので、子どもたちに寄り添った対応をしながら、健康で安心な環境づくりに努めてまいります。
２点目に「ヤングケアラーの実態把握と支援」についてのお尋ねがございました。
在宅介護の担い手である家族介護者が社会的に問題とされるようになり、特に１８歳未

満の子どもが介護をしているヤングケアラーは、家庭内のことでもあり、周囲には見えにくい状況にあります。

家族の誰かに介護が必要となった場合、ヤングケアラーに限らず、配偶者や子どもなどの家族が世話をすることになります。

多くは、介護保険制度や障害福祉制度などの公的サービスを利用していますが、すべての介護やケアを公的サービスだけで補うことは困難です。また、その世帯の家族構成や経済力などによってもヤングケアラーに陥りやすいと言われております。

ヤングケアラーの状態にある子どもたちは、大人が担うような重い責任や負担を抱え、学習や友達と過ごす自由な時間がないなど、教育や育ちにも影響を受けることになります。

本町では、学校や児童相談所等の関係機関からの相談、情報提供などにより、ヤングケアラーであると認識した場合には、要保護児童対策地域協議会を開催し、子どもの生活の実態把握、学校関係者、公的サービスを提供している医療、介護サービス事業者、児童相談所などの関係機関と連携し、子どもの見守りと支援を行っております。

また、子どものＳＯＳを見逃さないための対策として、小・中学校、高等学校ではスクールカウンセラーを活用し、子どもたちや保護者へのカウンセリングを行い、気軽に相談できる環境づくりに取り組んでおります。

いずれにしても子どもの立場に立った支援と、ケアを受ける方の状況を見極め、総合的な介護支援と相談業務が必要です。

町では引き続き、小・中学校、高等学校等の教育機関との連携、また、ヤングケアラーへの認識を高め、関係機関からの相談や情報提供による早期発見・早期支援・見守りの強化に努めてまいります。

以上、お尋ねのありました２点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河　徹君）　泉愉美君。

○７番（泉　愉美君）　生理の貧困については、テレビや新聞などで目にすることはこれまでもあったんですけれども、私ははじめは経済的な理由での貧困という認識でした。生理用品というのは月に数百円から千円ぐらいの負担なので、それほどの金額ではないんですけれども、コロナによって収入が減少して困っているという、買えないという方がいるのは深刻なことだなというふうに思っていましたが、最近になって経済的な理由だけではないということがわかってきました。先ほど教育長もおっしゃったようにネグレクトといわれる育児放棄で、親に買ってもらえない子どもがいる。あとは父子家庭で生理用品を買ってきてとお父さんに言えない子どもがいるということが明らかになっています。

そこでまず一つ目の再質問になりますけれども、学校では担任の先生だとか養護教諭の先生が困っている児童生徒を把握しているのでしょうか。

○議長（須河　徹君）　管理課長。

○管理課長（高橋　治君）　ただいま、生理の貧困について、学校現場でそういう児童生徒についての把握をしているかというご質問でございました。学校の方では、日々、担任が養護教諭がですね、子どもたちの様子をですね、観察をしながらですね、ＳＯＳやそういうサインを見逃さないような形で職員室の中でも共有をしているということで確認をしております。そのようなことで子どもたちのＳＯＳを見逃さないような形で対応している

ということでご理解願いたいと思います。
○議長（須河　徹君）　泉愉美君。
○７番（泉　愉美君）　すごくデリケートなことなので把握は難しいとは思うんですけれども、保健室に生理用品をいつももらいに来る子どもっていると思うんですよね。そういう子には、やっぱりいつももらいに行かなければならない理由があるようです。今年ある団体が行ったオンラインアンケートなんですけども、５人に１人の女性が生理用品を手に入れるのに苦労しているのが現状だということがわかっています。この数からいっても、この町でも困っている子どもがいない訳がないと思っています。答弁では保健室ではいつでも生理用品を配布できるようにしているというふうにおっしゃっていましたけれども、学校では保健室で提供した生理用品を返却することを求めてはいませんか。
○議長（須河　徹君）　管理課長。
○管理課長（高橋　治君）　ただいま、保健室でいただいた生理用品を返却する必要があるかというご質問ですが、返却の必要はないということでございます。
○議長（須河　徹君）　泉愉美君。
○７番（泉　愉美君）　返却を求めていないということで、ちょっと一安心しましたけれども、調べてみると返却を求めている学校が結構あるようでした。もし返却を求めてしまうと学校で保健室で生理用品をもらうことへのハードルが高くなってしまって、生理の時には学校に行けないということで不登校につながってしまうケースがあるようですので、これからも提供したものの返却は求めないように、まずはお願いしておきたいと思います。小学生なんかは子どもはまだ生理の周期が整っていませんので、突然やってくることになります。生理用品を準備できていない場合が多いです。そしてたった５分ぐらいの短い休み時間で保健室に生理用品をもらいに行くのは時間ロスになりますし、多感な年ごろで人目が気になって生理用品を入れたポーチを持ち歩くことが恥ずかしい。そして、そんな理由から一日中交換しないで過ごす。そういう子どもがいて、衛生的な心配があるというふうに、そういう子どもがこの町にもいるというふうに私は聞いています。そういったことから、女子トイレの個室の中に生理用品を備えることはできませんか。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　議員のおっしゃるように多感な時期というか精神的にも不安定な時期のお子さんで生理用品の部分でお困りの部分もきっとあるのではというふうに推察するところでございます。急に始まった時に学校の今の対応を聞いておりますと、ショーツ型のものを用意したり、それと実態としては友達に借りてもらって、そういう時に対応しているというふうなことが実態のようでございます。そのような中で確かに精神的な不安定な部分で保健室に取りに行きにくいとか、なかなかそういう状況もあることは推察されますので、これからについては、学校の実態を把握しながらですね、その辺のとこの女子トイレへの配置について、安全面とか衛生面を含めた中で総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長（須河　徹君）　泉愉美君。
○７番（泉　愉美君）　トイレの個室の中に備えておくっていうことは、そんなに難しいことじゃないと思うんですよね。例えば箱のようなものを用意して、それを個室に置くとか、巾着袋のようなものにいくつか入れて壁にぶら下げておくとか、そしてそれを補充す

るのはトイレ掃除当番の子どもであったりすると、先生方の負担にもならないでできるのかなというふうに思っています。ぜひ検討してほしいなと思いますけれども、大事なのは、誰でも自由に使えるということと人目を気にしないで使えるということ。この二つがすごく大事だと思いますので、お願いしたいと思いますけれども、今、トイレットペーパーってどこのトイレにもあるじゃないですか、そういうのと同じような感覚で女子トイレには生理用品を備えてほしいなというふうに思っています。そして今、成長の早い早熟な子どもが増えているようですので、生理の知識がないままに初潮を迎えることもよくあるようです。こういうのは家庭で教えるのが基本なのかもしれないですけれども、学校でも教育はされているんでしょうかね。何年生ぐらいでそういう教育をされているのかちょっと教えてください。

○議長（須河　徹君）　管理課長。

○管理課長（高橋　治君）　ただいま、生理についての教育の関係でのご質問がございました。基本的には４年生で体の発育というのがありますので、その中で、授業の中でその知識を子どもたちに教えたり、それから小学校でいけば５、６年生の宿泊を伴う行事の前にですね、子どもたちに指導をしているというような状況。それから保健だよりなども配布をしながらですね、指導をしているということでございます。中学生につきましては、小学校期でそういうことを習得していますので、個別の対応をしているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　泉愉美君。

○７番（泉　愉美君）　私も小学生の子どもがいるので、この質問をするにあたって、ちょっと聞いてみました。そうしましたら、何年生で習ったかはわからないんだけれども、おそらく中学年ぐらいで習っただろうと思われまして、小さい学校なので男女ともに一緒に教育を受けていて、実際に生理用品を手に取って、どういう構造なのかも見ていたようですし、水分を含ませて吸水機能なんかも実験みたいな感じでやったというふうに聞いています。今、早い子だとやっぱり３年生ぐらいで初潮を迎えるという子どもも周りにもいますので、なるべく早めの教育をお願いしたいなというふうに思っています。この今回の質問は実はこの町で暮らす小学生の女子児童とそのお母さんからの相談がきっかけとなりました。その子は自分の問題だけではなくて、まわりの友達の困っている様子も聞かせてくれました。ほとんどの子どもは経済的な貧困ではなくて、急な生理の対応に困っている。そういう子どもが多いようです。このようなデリケートな問題について、勇気を出して相談してくれたんだと思います。そういう女子児童の声を聞き逃してはいけないと私は思っています。今、こうしている間にも困っている子どもがいるかもしれないと思うと大人は早急に動き出すべきだと思いますけれども、どのように考えますか。

○議長（須河　徹君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　本当にデリケートな問題も含んで、なかなかこう言い出せないというのが実態ではないかというふうに思っております。そのようなことを踏まえながら学校の実態も、女子児童のですね、そういうとこを実態を踏まえながらですね、女子トイレ等の配置について、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（須河　徹君）　泉愉美君。

○７番（泉　愉美君）　今、コロナの中でこの話はすごくクローズアップされたことによ

って、多くの自治体でもう既に支援の取り組みを始めています。こんな支援が当たり前になるのに、そんなに時間はかからないんじゃないだろうかと私は思っています。なので町としてもできる支援があると思われます。例えば、他の自治体でいきますと無料配布を子どもに限らずですけど、無料配布をしているところもありますし、防災の備蓄品の中に生理用品ってあると思うんですけど、それを提供するという方法もあるのかなと思っています。生理用品は私見てみると使用期限の表示はないんですけども、テープの部分の粘着性だとか吸水機能の面からメーカーさんでは３年ぐらいを目途に使用を推奨しているようです。なので防災備蓄品を定期的に入れ替えするようなタイミングでもいいと思いますので、そういう時に町民の方に提供をしていただいてもいいのかなと思っていました。ただ支援は一度配って終わりという支援ではなくて、これからもずっと安心して使い続けられるような継続的な支援をお願いしたいと思います。先ほど学校のトイレの整備については、前向きに検討していただけるということでしたけれども、可能であれば町の各施設、子どもなんかがよく利用するプールとかスポーツセンター、図書館なんかにも広げていってほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（須河　徹君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　公共施設全体のお話も含めてなのかというか、社会教育施設、体育施設を含めた中で言えば、今の実態も踏まえながら、そういう女子トイレの、そういう用品について検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河　徹君）　泉愉美君。

○７番（泉　愉美君）　生理用品を満足に使えないということは、生活とか学びに深刻な影響をもたらしますし、成長過程の子どもにおいては、体への影響も心配されるところですので、早めの検討をお願いしたいと思います。

それから、次の質問にいきます。

ヤングケアラーのことです。ヤングケアラーという言葉、ここ１、２年ぐらいでよく聞くようになったなと思っていますけれども、存在としては昔からあったようですね。１８歳未満の学生でありながら、本来は大人が担うべき家事ですとか家族のお世話をしている子ども、そういう子どもは１７人に１人ぐらいいるというふうに言われているようです。学校のクラスには２人ずつぐらいいると思った方がいいのかなと思って、この数字を聞いていました。そして、そのヤングケアラーの８割以上が自分自身をヤングケアラーであるということを認識していないようなんですよね。もう既に生活の一部になっていて、周りからはよくお手伝いする子だと思われていたり、本人もやりがいを感じていたりするようです。そういう子どもが訓子府にもいるかもしれない。そういう実態については、どのようにしたら把握しやすいと思われますか。

○議長（須河　徹君）　福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君）　ただいまの質問で、どのようにしたら把握ができるかというところなんですけども、実態としては、いろいろと学校等で子どもの様子などをみて、ちょっと不安定になってたりとか、そういうことがあって町への相談でつながるケースがあったりはするのが実態です。私たち、いろんな障がいをもった方とか、介護サービスを使っている方の中で家族構成とか介護している環境を見て１８歳未満のお子さんが実際に介護担ってたりとかというところでは、そういうところで負担になってないかとい

う視点では、そういうサービスに関わる事業者なりが注意してみているところです。
○議長（須河　徹君）　泉愉美君。
○７番（泉　愉美君）　学校にはスクールカウンセラーさんなんかもいますし、担任の先生方とも密に普段から接触というか、していればわかりやすいのかなというふうに思ったりもしてたけど、なかなか家庭の中のことなので、やっぱり難しいのが実態なのかなと思っています。昨年なんですけど、国で厚生労働省がはじめて実態調査を行っています。これは全国の中高生を対象にしたもので、無作為に自治体を抽出したというふうになっていましたので、訓子府町がそれに該当するかどうかはちょっとわからなかったんですけども、先日の北海道新聞の記事にもありましたけども、北海道で７月に実施したというふうにありました。これには訓子府町も調査をして回答をしているのでしょうか。もし回答しているのであれば、その内容を教えてください。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　北海道の調査で道の子ども未来推進局と北海道教育委員会が共同で調査したということで、学校を通じて中学校２年生と学校に対してヤングケアラーについての実態についての調査を行ったところです。回答方法としては、中学生についてはウェブ上というかインターネットで回答する形になってまして、本町の例えば中学校２年生がどう回答したかというとこは実態としてはつかめてない状況で、学校として項目に基づいて回答したというような状況となっております。ちなみに本町のヤングケアラーの学校として実態として把握してるかというとこでは、いないというふうに回答したということで聞いております。
○議長（須河　徹君）　泉愉美君。
○７番（泉　愉美君）　ありがとうございます。じゃあ今は実態としては、いないというか、わかってはいないということでしょうかね、はい、わかりました。国の方の結果は今年の４月に公表されているんですけれども、全国の中学生の６％、高校生の４％がヤングケアラーに該当しているということでした。その中でも幼い兄弟のお世話をしている子どもが一番多いということで、１日に何と４時間から７時間もの時間をケアに費やしているようでした。ヤングケアラーの兆候としては、学校での遅刻が多くなったり、休みがちになったり、あとは疲れとか睡眠不足で授業に集中できなかったり、部活動に参加できなかったり、そして誰にも相談できずに進学を諦めてしまうケースなんかもあるというふうに聞いていますので、ちょっと心配なところではありますけれども、学校は子どもが日中の時間を多く過ごす場ですから、把握もしやすいと思いますけれども、学校からの報告は今までに１件もないということでよろしいでしょうか。
○議長（須河　徹君）　管理課長。
○管理課長（高橋　治君）　小中学校の中では、そういう報告は受けておりません。実態としてはありません。
○議長（須河　徹君）　泉愉美君。
○７番（泉　愉美君）　訓子府のお世話される側の方をちょっと見てみると、訓子府は待機児童がいないんですよね、ですから、小さい子どもが家にいて、その子のお世話をずっとしなければいけないお兄ちゃんやお姉ちゃんもいないのかなというふうに思っていたのと、あと特養にも長く待たずに入れますので、お年寄りの介護をしなきゃいけない子ども

というのもそんなにいないのかもしれないなと。本当にヤングケアラーという存在がいないのであれば幸せなことだなと思っていますけれども、ただ、発見できていない可能性もあると思っていなければならないと思います。今後ヤングケアラーだと思われるような子どもがいた場合には、対応としては具体的にどんな感じになるんでしょうか。

○議長（須河　徹君）　福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君）　ヤングケアラーに対する支援のどうしていくかというところなんですけれども、実際に家庭の中で行われていることなので、なかなか外には見えづらい状況で、本当に実態としてないかどうかというところは本当に見えないところかなと思います。やっぱりそこのところは学校等で子どものＳＯＳを見逃さないというか、そういうところで子どもが負担になっていることとかがあれば町の方に連絡なり情報提供をいただければ、その子の家庭の実態を把握して要保護児童対策協議会で実態を把握することになります。なかなか本人も当たり前の生活って思ってるし、他の家庭と自分の家庭を比較するというのがなかなかできなくって、自分が置かれている状況を正しく把握できてないというところもありますので、そういうところは周りの大人が見守りながら、その子の負担の軽減というところではどうしていったらいいかというところはサービスをもっと増やすとか、そういうような配慮が必要になってくると思いますので、そういうところは学校関係と町が連携して情報を共有して支援にあたっていきたいと考えております。

○議長（須河　徹君）　泉愉美君。

○７番（泉　愉美君）　この課題については、福祉と教育と両方の分野にまたがっている課題になりますので、どっちが担当するのかとか、たぶん難しいケースなのかなというふうに思いますけれども、担当者同士の連携もうまくしていただいて、見逃さないような体制をつくってほしいなと思っています。訓子府みたいな小さい町だからこそ地域のつながりがあって、近所の困りごとにも目が届いていますから、民生委員児童委員さんの方が気付くケースもあるんじゃないかなというふうに思っています。

　最後の質問にしますけれども、子どもが子どもらしい暮らしをできる町であってほしいと思っています。子どもがケアを担わなくてもいい施策といいますか対応を今のうちから練っておかなければならないんじゃないかと思いますけれども、町長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　最後のご質問ということですので、まとめてお話をさせていただきたいと思います。

　まず、生理用品です。これは状況的に言って生理用品の必要性については私も同感であります。ただし、学校現場ということになると教育委員会が置きます、やりますというだけにはいかないと。少なくても学校現場と早急に協議をしてですね、養護教諭か、あるいは女生徒みんな集めてですね、本当の声で生理の問題や生理用品の配置の問題を学校としてまず早急に議論していただきたい。検討していただきたい。同時にまたそれに伴って教育委員会や町が予算的な関係でそこに配置する、しなければならないというであれば、即刻配置をするという施策に切り替えていかなきゃならない。私はそのように思います。今日、中学校の上野校長も来てますから、聞いていると思いますので、やっぱりとりわけ中学校が重要な問題になってきますので、やってるやってないというよりも、子どもたちの

実態をきちんと適切に把握するということが、今までもなされていると思いますけれども、より以上に今、泉議員の提案を受けてですね、学校として至急、校長会なりで検討していただきたいというのはまず１点目です。

それからヤングケアラーの問題です。これは道新を中心にしながら世界的にはもうイギリスなどを中心にして１０年ほど前からこういう問題が取りざたされているということはもうご存じのとおりです。そして、こういったことがですね、非常になかなか秘密になっているということは日本の社会、韓国や日本、特に儒教を中心として生業を立っていた国では、そういうことが実に親孝行だという考え方が一方ではあるのも事実ですから、しかし、そうではないんだと。議員がおっしゃるように子どもの未来が安心して安全で過ごせて、この町で育ってよかったというようなことも含めてですね、ヤングケアラーの果たして小中学校にいないのかって、さっきの生理用品と同じようにですね、細かな把握をもう１回していただく時期に来ているんではないのかなというふうに思いますので、これも何とかしたい。私の聞いている範囲では、高校生、あるいはちょっと前になりますけども、そういった類することっていうのはやっぱりあります。ありますけども、やっぱそうなるとやっぱり今、私どもも早急に保健師たちを中心にしながら協議会を開いて、そして学校、福祉、そして状況によっては児童相談所で適切な対応をするということで現実的に実施してます。こういったことが、もう連携という形の問題だけではなくて、即、子どもたちを支えていくということは、これからもっともっと重要になってくると思いますので、教育行政、福祉行政、そして関係機関の力を一つにしながら、たとえ一人の子どもであってもバックアップなり、正しいというか楽しい学校生活を送れるようにですね、一層の努力をしていかなきゃならないと思います。議員のこの２点の問題というのは、コロナ禍でクローズアップされたということも状況としては事実ですけれども、極めて重要な問題だと思いますので、きちんと受け止めながら私どももそして学校にも関係機関にもあらためて調査等をお願いしながら対応を急ぎたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（須河　徹君）　泉愉美君。

○７番（泉　愉美君）　はい、ありがとうございます。今回質問した二つの問題は子どもたちのＳＯＳがやっぱり見にくいですし、把握しようと思っても、ちょっと難しいところもあると思いますので、町としてＳＯＳを見逃さないで子どもたちを守っていかなければならないと思いますので、今、町長早めに対応していただけるということでしたので、よろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河　徹君）　７番、泉愉美君の質問が終わりました。

ここで午前１０時２０分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時　８分
再開　午前１０時２０分

○議長（須河　徹君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、２番、西森信夫君の発言を許します。

２番、西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　２番、西森です。通告書に沿って一般質問をいたします。
新型コロナウイルス感染症発生時における行政対応について、町長、教育長に伺います。
今回で３度目となる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令があり、国民、道民、町民の間では、緊張感が薄れ、対策をとってもなかなか成果がでない現状であり、町の対策はもとより町民それぞれが外出自粛や各対策により感染防止が保たれている。しかし、オホーツク地域においても毎日数人の感染が報道され足元に迫りくる危険性を肌で感じる毎日となっている。
そこで、次の点についての行政対応につき伺います。
１、本町において新型コロナウイルス感染症発生時における行政対応について。
２、具合が悪くなり、平常ではないと察知した時の対応は。病院の空き状況、自宅、療養基準など。
３、町内の家庭や家族、農家（畜産業）で小規模なクラスターが発生した場合の日々の生活や朝夕の畜産の扱いなどの対応は。
４、特養など町の各施設（学校除く）などでの対応シミュレーションは。
５、発生時の対応手順を町民に周知すべきでは。
以上、お伺いします。
○議長（須河　徹君）　町長。
○町長（菊池一春君）　ただいま「新型コロナウイルス感染症発生時における行政対応について」５点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。
１点目に「本町において新型コロナウイルス感染症発生時における行政対応は」とのお尋ねがございました。
昨年はじめから感染が始まった、まさしく世界的な災厄ともいえる新型コロナウイルス感染症について、北海道でも３度の緊急事態宣言をはじめ、まん延防止措置、感染防止集中対策期間など、切れ目なく感染防止対策を講じているところでございます。
現在の感染状況につきましては、緊急事態宣言発出以降も鈍化はしていますが継続して感染者は発生し続けており、大都市圏では自宅療養者が容態急変によって救急車を呼んでも受け入れ先の病院が決まらず、命を落としてしまうという悲惨な事例も発生しております。
新型コロナウイルス感染症については、感染症法に基づく感染症の扱いとなりますので、感染症発生時の情報・対応については一元的に北海道が管理し、北見保健所がその実務にあたることとなります。本町において新型コロナウイルス感染症が発生した場合、オホーツク総合振興局長から私へホットラインで速報が入りますが、その内容は一般的に報道されている性別・年齢以上のものは提供されていないのが実態でございます。このことから、町ができ得る対応としては、感染された方への不当な扱いや差別誹謗中傷等がないように町民の皆さんにお願いをしていくことや、濃厚接触者以外の関係者の方でＰＣＲ検査を希望される方へのキットの配布などの限られた対応となろうかと思われますのでご理解を賜りたいと存じます。
２点目に「具合が悪くなり、平常ではないと察知した時の対応は」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルスは、ウイルスの感染症に感染したのか、普通の風邪なのか区別がつかないと言われていますので、感染症が心配なときには、かかりつけの医療機関に電話で相談するか、かかりつけ医がいない場合は、北海道新型コロナウイルス感染症相談センターに相談し、医師らの指示に従っていただくことになります。また、息苦しさや強いだるさ、高熱等の症状がある場合や基礎疾患のある方、人口透析を受けている方、抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合には、すぐに相談していただくとともに、軽い風邪の症状が４日以上続いている場合にも必ずご相談していただきたいと思います。

万が一、感染症に感染した場合は、保健所の指示に従い必要な措置を受けることになります。医療機関での入院治療と宿泊施設での宿泊療養が基本となっていますが、病床数などの状況や世帯の事情により、軽症者や無症状者については、自宅療養になることもあります。自宅療養の場合には、感染者は外出をしない、症状の観察、同居家族と生活空間を完全に区分けする、換気や消毒を徹底するなどの対策を講じることになっております。また、同居家族が濃厚接触者となった場合、自身の健康観察と外出自粛が求められます。

３点目に「町内の家庭や家族、農家（畜産業）で小規模なクラスターが発生した場合の、日々の生活や朝夕の畜産の扱いなどの対応は」とのお尋ねがございました。

まず、町内の家庭や家族で発生した場合は、保健所からの指示に従い、症状に応じて医療機関での入院治療、あるいは宿泊療養のほか、濃厚接触者の特定やそういう方の経過観察など、個別に対応することになります。

一方、農家、特に酪農や肉用牛経営などの畜産業は、食料の安定供給に重要な役割を担っていることから、畜主や家族、従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した際も事業継続を図ることが必要となります。

その際に必要な初動対応の窓口、関係機関との連絡体制、農場消毒資材の確保、搾乳作業員および日常の飼養管理作業員の確保、支援人員派遣が困難な場合などの対応策を農協と町で協議し、令和２年５月１日に酪農振興会および酪農ヘルパー組合へ説明会を開催し意見交換を行った上で事業継続のための対応を取りまとめ、令和２年５月１５日に「罹患時の営農支援対応」として耕種農家を含む町内農家に周知を行ってございます。

今のところ幸いにも町内農家での新型コロナウイルス感染症の感染はありませんが、罹患時には関係機関と連携して対応してまいりますので、ご理解をお願いします。

４点目に「特養など町の各施設などでの対応シミュレーションは」とのお尋ねがありました。

本町にあります社会福祉施設等で申し上げますと、普段から健康管理や手指消毒等の基本的な感染予防対策を行っているほか、感染者が発生した場合に備えた対応マニュアルが整備されております。

静寿園では、対応マニュアルに基づき感染者が発生した場合の訓練や研修会を実施するなど、万が一の事態に備えた対応をしているとのことですし、他の施設においては、机上でさまざまな場面を想定しながら一連の流れや動きを確認するなどの取り組みを行っているとのことです。

施設内で感染者が発生した場合、施設では保健所の指示に従うとともに、利用者や職員への感染拡大を防ぐため施設内の消毒や清掃作業、また入所者へ細心の注意を払いながら

の介助等を強いられることで、職員への負担も大きくなることから、施設側とも連携しながら支援・協力していかなければならないものと考えております。

次に、５点目の「発生時の対応手順を町民に周知すべきではないか」についてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症にかかる感染防止の対策や各種支援策につきましては、町広報やホームページ、ツイッター、フェイスブック等のＳＮＳ、新聞折込などを通じて、都度、町民の皆さまへお知らせしているところでございます。

しかしながら、これまでのご質問でもお答えしたとおり、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、感染者の方や施設等に対する対応手順については、北見保健所から示されることとなります。町といたしましては、これまでどおり、感染が疑われる場合の相談窓口の案内や感染防止対策等の情報を周知し、町民の皆さんの不安解消に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　西森信夫君。

○２番（西森信夫君）　ただいま、回答が町長の方からいただきましたが、何点か再質問を進めてまいりたいというふうに思います。

北海道がこう緊急事態宣言延長ということで９月３０日までとなりました。また新種のデルタ株、それからイータ株と、これ欧米中心のウイルスも検出されて、日本で検出されているという状況にあるようです。またこの感染しますと、感染者はパニックになってしまって、どうしたらいいのか、どこへ連絡したらいいのかというのが実態のようです。すぐ隣の人とか他の人に相談するということは、なかなかできないんだという報道もされております。

そこで守秘義務があって、氏名も公表できない、町長に仮に本町で出た場合は感染者が出ましたという連絡、性別の連絡は来るけど氏名は公表されないということで、個人情報を守られますが、万が一出た場合、町内各所への周知はするのかしないのか。それからコロナが発生したので町民の皆さま注意してくださいというような報道があるのかどうなのか。

それから、感染者が出た家庭の対応、具体的な対応、誰が、福祉保健課が行くのか、実務としてどうなのか。

それから町長には保健所から連絡が入ることになっておりますが、議会、議員には連絡があるのかどうか。そこら辺をお伺いいたします。

○議長（須河　徹君）　総務課長。

○総務課長（硯見康之君）　今、再質問で行政の対応について、ご質問がありました。まず、町内でコロナウイルス感染者が発生した場合、かなり大規模ではない限り報道するというような考えは今のところ持ってはございません。感染した家庭に具体的な対応につきましては、町では、その家庭のことをまず知り得ていませんので、保健所の方で対応していただくというようなことになると思います。もし万が一、それで何か困ったことがあって、町に相談が来たという場合に対して町で対応していくというような流れになろうかと思います。

議会の方への説明につきましては、一般の広報と同じような扱いをすると思いますので、一義的に発生したからご連絡するというようなことはしないというふうに思っております。

万が一クラスター等で発生したということで、何か危険があるというようなことにつきましては、随時ご連絡をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（須河　徹君）　西森信夫君。

○２番（西森信夫君）　ただいまの回答では大規模でない限り、１件、２件出た部分では報道しないということなんですが、非常にこのウイルスは目に見えない状況なので、どこから拡散するかわからないという状況で、やはり本町４，８００ぐらいの人口の中で出たということになれば、うわさの方が先に先行しますよね。それで、そうじゃなくて、やっぱり行政は出たら出ましたと、気を付けてくださいという報道も当然必要だし、議員はいの一番に町民から聞かれる訳ですね。そういううわさがあるんだけど、出たんですかって。名前までは言えないにしても出たか出ないかを議員がわかってなくてわかりませんという答えしかできないと。それが現状です、今のところね。そこら辺はやっぱり、ただして出たものは出たし、もっと皆さん気を付けましょうという報道がやっぱり必要じゃないですか。再度質問します。

○議長（須河　徹君）　総務課長。

○総務課長（硯見康之君）　まず、議員おっしゃられることも必要かとも思うんですけれども、まずは個人が特定されて誹謗中傷がないとか、そちらの方にまず重点を置きたいというふうに考えてございますので、今後、議員の皆さまにお知らせするかどうかについては検討させていただきますけれども、まずは個人の誹謗中傷をやめると。そういうことを重点を置いて進めていきたいと考えております。

○議長（須河　徹君）　西森信夫君。

○２番（西森信夫君）　課長の言うことも一理ありますし、個人情報保護というのもありますので理解はしますが、何点かやっぱり散見して発生し出すと、やはりそこら辺は慎重にやっぱり協議をしていただいて、それ以上拡散しないような方策をとっていただければなというふうに思います。

次に、９月１４日、昨日になりますが、朝８時のＮＨＫの番組で報道されましたが、全国で１０万３，４００人の自宅療養者がいる。コロナにかかったんだけど病院に入れませんという人が日本全国で１０万３，４００人いるということが報道されました。この人たちはオンライン診療を受けている。直接診療を受けることもできない。家にいながらテレビか何かで酸素吸入こうしなさいああしなさいという指示を受けて診療を受けているという現状があるそうです。それで、自宅療養もあるという先ほど回答をいただきましたが、本町でそうなった時、自宅療養あるということでありますから、あるとしたら基準、どこまでいったら自宅療養、それ以上になったら病院に行けるんだという、確実な、こういう状況になったら病院入れますよ。そこら辺を示していただきたいと思います。

○議長（須河　徹君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君）　全国で自宅療養者が多いという部分のご質問で、本町でそういった場合の対応はという部分でございますけども、基本的に北海道の方では札幌市の方ではそういった基準があるようです。全道的な基準は道として持っているとのことです。しかしこのオホーツク管内で言いますと、逆に医療機関がまだベット数がまだ余裕があるということで、逆に自宅療養の基準ではなくて、中等症以上の患者さんは自宅療養が

できませんという、逆な基準を設けているということでございます。
○議長（須河　徹君）　西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　今、課長の説明でオホーツクはまだ病院に空きがあるということなんで、安心はしているんですが、段々患者が減ってきて少しずつこうウイルスの心配がなくなってきたのかなというある反面、病院は大丈夫なのかなというのが、やっぱり一般の人たちにかかった時に病院へすぐ行けるのかなという心配が非常にあるんですね。それで訓子府から行ける病院、例えば訓子府クリニックでみれるのか。それから北見の病院でみれるのか。遠軽へ行くのか。遠軽でみてもらうのか。網走でみてもらうのか。具体的に病院としたらどういう選択ができるのかお伺いします。
○議長（須河　徹君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（今田朝幸君）　入院機関のどこに入院できるかという部分のご質問でございましたけども、基本的にですね、その辺の指示といいますか指導につきましては保健所が対応しておりまして、感染者と感染者のご家族、あと家族状況等を踏まえまして、当然先ほど言いましたように中等症以上の症状が出ていれば入院という形になりますし、そうでなければ宿泊施設の療養施設ですとか、あと自宅療養という形になるというふうに確認してございます。
○議長（須河　徹君）　西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　これ、そういうことであれば、あくまでも保健所、保健所がまず決めるということで理解してよろしいですか。
　保健所の指示に従って、町もその指示に従って動くということになるんですね。
　非常に町民にとっては、町に尋ねれば福祉保健課かどこかに尋ねれば病院もすぐちゃんとしてくれるのかなという感覚でいるんですが、まずは保健所に聞いて、中等症以上でなければ自宅待機してくれ、自宅で療養してくれ、それからホテルで療養してくれ。中等症以上であれば、はい、あなたは中等症以上だから入院ですねというのは、保健所が決めるということですか。
○議長（須河　徹君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（今田朝幸君）　今、議員がおっしゃったとおりでございます。町としては、先ほど総務課長の方からもありましたけども、オホーツクの振興局長から町長の方にホットラインということで、性別と年齢ですね、何十代という情報しかきませんので、その辺の感染者とのそういったホテル療養なのか自宅療養なのか、そういった対応につきましては、保健所と感染者、感染者家族等で対応するという形になってございます。
○議長（須河　徹君）　西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　それとですね、最初に町長から回答いただいた時に、咳が出る、風邪かな、普段であれば風邪かな、熱があるし風邪かなという症状が出た時にこういうご時世ですから、いやコロナかなってこう思う人もいる。そういう時にかかりつけ医をもっている方はかかりつけ医にみてもらうか、電話をしてもらうか、判断をしてもらう。そうでなければまず保健所に連絡するという回答がいただきましたが、かかりつけ医、これ町民のどれぐらいがかかりつけ医もっているのかわかりますか。
○議長（須河　徹君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（今田朝幸君）　申し訳ありません。そこまでは把握は、町としては把握

しておりません。
○議長（須河　徹君）　西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　非常にですね、この辺が判断に困るんですね、いち町民としては、普通であれば風邪なんだけど、これコロナだったらどうしようという不安と、行ってコロナだったら大変だということで行かない人も中に出でくると。だから、かかりつけ医を持ってない方は、わざわざその調べにも行けないし困ったという人も中には出てくる。そういう時にはやっぱり保健所に連絡をして対応をとると。今後の対応をとるということでよろしいんですね。
○議長（須河　徹君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（今田朝幸君）　かかりつけ医のない、そういった町民、心配な方は、先ほど答弁でも答えましたように、かかりつけ医がいない場合につきましては、道の新型コロナウイルス感染症健康相談センターですか、そちらに問い合わせいただくとか、あと、このオホーツク管内にも発熱等の夜間相談医療機関という部分もありますので、そちらの方かもしくは保健所ですね、直接保健所の方に心配であれば電話をしていただければというふうに思います。
○議長（須河　徹君）　西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　それでですね、熱が出て動けないぐらいになってしまったと。これ救急車要請はそういう時にできるのか、救急車に、１１９番に連絡して救急車お願いしますということができるのか。
　また、こういう要請が今まで何件、コロナが発生して何件ぐらいあったのか。
　それから、このような事例で実際、コロナ患者が出ているのかどうかもお聞きしたいと思います。
○議長（須河　徹君）　総務課長。
○総務課長（硯見康之君）　救急対応につきましては、どのような状況でもできますので大丈夫だと思います。それにつきましては、自分の今の症状が風邪なのかコロナなのか、熱が高いのどういう状況なのかわかりませんので、それは医療機関にかかってみないと判断はできませんので、それは救急対応はできると思います。ただ、そちらの関係でどれだけの問い合わせがあったかという数字につきましては、持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。
○議長（須河　徹君）　西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　具合が悪くなってコロナかもしれないという時の救急車はコロナでもコロナでなくても関係なく救急車要請はできるという判断でよろしいですね。まず、それはわかりました。
　それで、次の質問になりますが、酪農家、特に訓子府町は農業の町ですので、酪農家の朝、昼、夜の飼養管理、搾乳、また養鶏家だとか、畜産業など、プロでないとできない作業、これヘルパーさんもなかなか来れないと。かかっちゃって、その農場へは行けないということになった場合、先ほど回答もありましたが、どっかからやっぱり人を入れて、その家畜の世話をする。これ農協と話し合って協定でも結んだのか、どういう対応をするのか、そこら辺ちょっと内容わかりましたら教えていただきたいと思います。
○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　ただいま、ご質問がありました酪農家で、そういった部分が発生した時の対応とか、そういった部分のことについてですけども、まずですね、それ以前に農業者の皆さまにお知らせしているのが、コロナの罹患になったと、あるいは小規模なクラスターが発生したと。そういった時に、まず、酪農業、業を継続するために支援が必要だというようなことであれば対応の窓口は役場の私の課というところでアナウンスは毎回しているところでございます。そういったことになった時に必要になったということで、はじめて役場と農協と関係機関でその業の継続のための支援体制に移っていきます。基本的観点として、まずは、その農家の方のお知り合いの方で、仮に小規模クラスターと仮定して、その家庭が全員もう作業ができないとなった時に隣近所の家庭にそれを担ってもらえないかというような交渉をまずやってみてくださいというような対応で皆さま方にもお知らせしております。第二段階でそれができなかった場合は、酪農業であれば酪農ヘルパー組合にヘルパーの派遣をお願いするというような形になります。ただし酪農ヘルパーがやる業務というのは、毎日の搾乳作業であるとか家畜への餌の給餌作業、そこあたりというようなことで決めております。だから他に発情して種付けをする。家畜の管理、あとはケガしているとか、様子がおかしいとか、そういった部分の対応は、また別対応ということで、家畜共済組合とかとも、その都度相談しながら進めさせていただくということで共済組合とも話をしているところです。いよいよもってヘルパーも動かないといったところ、最終的になりますけども、酪農ヘルパーは一応、農協とか役場とか準公共的な機関で農業者の方で運営している組合でありますけども、それとは別に民間のヘルパー会社というのがございます。そこに最終的に依頼をして、そこで受けてもらえるかというような、今、三段構えぐらいの話をしていまして、それは単なる会議で決めた訳じゃなく、行政、農協、家畜保健衛生所、共済組合、普及センター、そういった部分で令和２年の４月の段階で会合を開きまして、あと細かいところとかは、農協の内部でも詰めまして対応というのを決めてございます。

○議長（須河　徹君）　西森信夫君。

○２番（西森信夫君）　今、課長からの説明でかなり詰めた方策を練っているということがわかりました。ただ、きたみらい管内で、訓子府町管内では出てないということなんで、ただ、全道でそういう事例があるのかないのかもお伺いしたいんですが、その全道の事例も参考にされて、やっぱりそういう方策、対策を練っているのかどうかも一つお伺いしたいと思います。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　全道の事例は把握しているのかというようなご質問でしたけども、残念ながら全道の事例は把握しておりません。ただし、こちらとしてもアンテナを張り巡らしてまして、コロナがどこで起こったとかというのは情報としてはありますし、それが農業者なのかとかというようなことは情報収集はしております。だから知っている限りにおいて、今、酪農家で起きたというような情報は私も農協とかも持ち合わせておりません。だからその辺の実態に沿っているのか、私が先ほど申し上げた対応方策が実態に対応しているのかといったら、万全というようなことではないですけども、そういったところでございます。

○議長（須河　徹君）　西森信夫君。

○２番（西森信夫君）　わかりました。次に、一般家庭、本町の一般家庭や、それから耕種農家、これ全員が感染した時の対応のことなんですが、日々の生活必需品、買い物、それから病院へ入院するまでの他の人への感染防止や対策はとられているのか。それから家族全員、一人暮らしが感染した時の、先ほど買い物言いましたけども、生活の中でのごみ出しだとか、いろんなことへの代行を町の職員がやるというようなことは考えているのかどうか。これ、この対応をしている市があるんですね。本町もこれらをかかった時、一般家庭でかかった時、誰もいない、子どもも全部かかっちゃったと。そうなった時、買い物やごみやもう日常生活、誰がやるんだということになると市の職員、町の職員なのかという報道もされましたが、この件に関しては、本町はどういうふうに考えているのかをお伺いします。

○議長（須河　徹君）　副町長。

○副町長（森谷清和君）　ただいま、一般の家庭ですね、家族全員が感染された場合の、そういう生活の支援といいますか、その件について、お尋ねございましたけども、通常考えられるのは、そうした場合、おそらく医療機関に入院されるのではないかなというふうには思うんですけども、一家全員ということになりますと、ほぼクラスターに近いような形になっちゃいますので、そういった形になるので、あまり想定しがたいところなんですけども、ただ、例えば自宅療養を余儀なくされたというような場合についてはですね、やはり買い物だとか、いろんな面での不便なことも起きてくるかと思いますので、その時には町の方にも相談いただければですね、それなりの保健所とも協議させてもらいながら、職員の安全面も十分配慮した中で対応させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　ただいまの西森議員の質問の冒頭に耕種農家というような言葉がありましたので、それに関してお答えします。耕種農家の対応は先ほど申し上げた酪農家とは少し異なっております。耕種農家から行政に対して支援が出てくるというようなものは多分通常の管理作業であれば、そこはあまり考えられないかなと思っていますし、春先の移植作業、ただいま行われている収穫作業、そういった場で家族が全部できなかった場合の対応が出てくるかと思います。基本的には先ほど申し上げたとおり近隣の農家の方で誰か担っていただく人がいませんかというような対応になりまして、それがいないとなれば、第二段階になるんですけども、耕種であれば、その方がどういった保険とか共済に入っているのかということによって、何としても営農を継続しなければ収入が入ってこないと。保険とかに入ってて営農をこのまま継続して中止しても保険が入ってくるとか、そういった対応の状況がそれぞれ分かれておりますので、そういった状況を聞きながら、営農継続に努めていくというような体制になっております。

○議長（須河　徹君）　西森信夫君。

○２番（西森信夫君）　次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのお願いという冊子がこれ町の方から先日配られたんですが、この中にいろんな施設の利用状況、利用制限がありますよ、何時までという、この冊子があるんですが、この中で感染者が出て拡大してきたと。どの時点で休館、これ利用制限じゃなくて休館しなきゃ駄目だ。もっとあれしなきゃならんという判断を下さなきゃならん事態になろうかと思いますが、この休館や利用中止の判断というのは、どういう時点でやるのかお伺いしたいと思います。

○議長（須河　徹君）　総務課長。
○総務課長（硯見康之君）　各施設の利用休止の関係でご質問いただいたと思います。基本的に感染者が発生したとなりますと保健所の方で判定をしますので、保健所の方でその方にお話を聞いて濃厚接触者ですとか、立ち寄った施設ですとか、勤務先ですとか、そういう調査が入ります。保健所の方から、その情報に基づいて、例えばうちの施設であればスポーツセンターに行ってますとか、そういう情報がうちの方に入りますので、そうなりましたら、うちの方に来ていますので、保健所と相談しながら休館をし、その時点で休館をして消毒作業に入るというような状況になります。消毒作業をした後に保健所さんと相談しながら、いつごろ開館するというような感じで進めていくことになろうかと思います。
○議長（須河　徹君）　西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　これ今の課長の回答によりますと、あくまでも保健所にお伺いを立てて保健所の見解による調査を経て判断をするということでよろしいですね。
　それともう１点、この子どもたちへ非常に最近感染が広がっていると報道されています。訓子府町の子どもたちも元気で通学しておるわけですが、非常に子どもたちへの感染も心配しております。それでリモート学習体制を急ぐ必要ないのか、準備体制を取るべきではないのか、これ教育長にお伺いしたいと思います。
○議長（須河　徹君）　管理課長。
○管理課長（高橋　治君）　ただいま、臨時休校時の子どもたちの学びの保障というリモート学習についてのご質問でございます。今年の３月にご存じのとおり１人１台のタブレットパソコンが導入されております。現在、自宅でもリモート学習ができるような形でですね、準備を進めているところでございますので、ご理解願いたいと思います。
○議長（須河　徹君）　西森信夫君。
○２番（西森信夫君）　これ３月にタブレットが配布されて準備をしているということなんで、万が一そういうことになればタブレットを使ってリモートやれるという判断でよろしいですね。
　次に、最後になりますが、万が一ですね、コロナウイルス感染症が発生しないのが、こう一番いいことなんですが、こればかりはどうなるかわかりません。いつコロナが収束するかもわかりません。北海道新聞にコロナにかかった人が後遺症で重症になったと、重荷になって働くこともできないという報道がされました。非常に後遺症でこんなに長引いて仕事もできないということにはまったく思っていなかったという報道が盛んにされています。それが３０代、５０代の働き盛りの世代が最近多くなってきているという報道がされました。本町でも万が一町内で発生した時、町民も行政も慌てないで手順に沿って保健所を通じてコロナウイルスに立ち向かわなければならないというふうに私は思います。そのため、行政として町民が安心して暮らせる行政対応を期待したいと思いますが、最後に見解、町長からお願いをしたいと思います。
○議長（須河　徹君）　町長。
○町長（菊池一春君）　幸いにして本町は限られた件数しか発生がありませんでした。しかも全体の２件については公表していませんでした。北海道も含めて。だから訓子府は誰もかかっていないという言い方を私はしてまいりました。それは保健所と相談してクラスターの可能性がないか。職場の中で、あるいは家庭の中でこれ以上拡大する可能性がある

かないかということを確認した上で公表は避けてまいりました。現在は北海道新聞に道庁の方針でそれぞれの町が感染した中身は報道されるということに、我々も同意しました。かなり抵抗しましたけども、プライバシーの問題等含めて、あれは誰だ誰だという話になりかねないということで、だけどもそこを十分配慮して報道をすることに同意をしたという状況です。ですから、その後私どもの町で１件の発生がありました。これはもう新聞にも載っておりますから、しかしそれも家族のこと、職場のこと等も含めて、保健所を中心にしながら速やかな対応をして事なくを得て元気な社会生活に戻っているという状況でございます。西森議員が心配されているように、私どもがつかんだ情報をどこまで周知すべきかということもありますけれども、非常に保健所も北海道も慎重な状況でございますので、少なからず学校、役場、大きな職場の農協等でコロナが発生した場合については、これは公表せざるを得ないということです。それは感染する可能性があるからですので、現に濃厚接触で職員が、うちの町ではないですけども発生した場合については、時間差勤務等々含めてですね、職場でかなり苦慮しながらやっていると。その他の一般的なことについては、かかりつけ医がいなかったら相談センターか保健所に相談をして指示を仰ぐと。どこに行くんだと、俺はホテルにしてくれ、自宅にしてくれ、うんぬんというのは通用しません。すなわち医療崩壊を招くという前提でいきますと、２、３日前、金曜日のオホーツクと道北の１５分間の報道の中で、荒川院長が答えていました。最初の初期のクラスターの時には旭川医大と旭川日赤と北見日赤で分散したという話を。もちろん状況によっては遠軽の厚生病院、あるいは網走の厚生病院も含めて何とか一義的に協力をしながら対応しているというのが状況ですんで。隣の市長さんがかかったようです。これも市長といえども、奥さんもかかったようです。入院先、治療先は公表できない。そして別々の施設に入所したということですから、ここはやっぱり一義的にはご理解いただきながら関係機関の努力を待つという。我々はその情報を得て、先ほど申しましたように防疫等に十分配慮しながら消毒うんぬんのことをですね、各学校、公共施設等に協力をお願いすると。われわれがもう一つできることは、着実に早くワクチンを接種するということです。今５０代以下の人のコロナが感染者が増えてきて重症化しています。これはまだ全体からしてみると都市においてはやっぱり若年層のコロナ接種が行き届いていないという状況がありますので、幸いにしてうちの町は６５歳以上は９０％を超えてますし、６４歳以下についても８０ぐらいになってますし、さらに引き続き訓子府クリニックのお力添えと、それから医療機関、北見市内に６か所か７か所ありますから、そこに行く。あるいは集団接種でいくと、北見のパラボを会場とした集団接種を町民の方が受けていただきながら、何とか感染を防ぐという状況を万全を期していただきたいと思います。なお一般的に議員が心配されているようにわからないことやどうしたらいいだろうかという状況があった時には遠慮なさらず役場の福祉保健課の方に連絡をいただきたい。ただそれはすぐこうすれということは言えない立場にありますので、ぜひ、関係機関の方にも速やかに対応していただきたいと思いますし、これらの周知についてももう一度いざという時にどうしたらいいかということも含めてですね、広報等ももう１回吟味しながら今後の対応に備えていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（須河　徹君）　副町長。

○副町長（森谷清和君）　先ほどの質問で家族全員が感染した場合の自宅療養の場合ので

すね、食事の関係でお尋ねございましたけども、一般的には自宅療養の方はですね、１０日経過するまでというような期間ということになっておりまして、１１日目以降もそういう症状が出れば１１日目以降も経過観察することになりますけども、北海道の方でですね、無料で１０日分のですね、食事、それから日用品の提供が受けられるということになっております。それが希望すれば自宅の方に配送されるということになっております。答弁漏れがございましたので、申し上げたいと思います。

○議長（須河　徹君）　西森信夫君。

○２番（西森信夫君）　以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（須河　徹君）　２番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は１時から行いますので参集願います。

休憩　午前１１時　７分

再開　午後１３時００分

○議長（須河　徹君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、４番、仁木義人君の発言を許します。

４番、仁木義人君。

○４番（仁木義人君）　４番、仁木です。通告書に従って一般質問をしていきたいと思います。

ふるさと納税などの町外からの寄付金について。

故郷や地方を納税で応援しようと始まった「ふるさと納税」ですが、本町でも平成２０年度より始まり、昨年度は過去最高額の寄付額にもなりましたが、一部の地域では過剰な返礼品での寄付金獲得競争化などの問題も起きています。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ、「ふるさと納税」の現状と課題は。

二つ、返礼品やＰＲ方法のこれからの考えは。

三つ、国の事業の「地域おこし協力隊クラウドファンディング」や「ふるさと移住交流促進プロジェクト」などの活用の考えは。

四つ、「ふるさと納税」の今後の展開や使い道の拡充の考えは。

以上です。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま「ふるさと納税などの町外からの寄付金」について、４点のお尋ねがございました。

１点目に「ふるさと納税の現状と課題は」とのお尋ねがございました。

ふるさと納税制度は、地方から都会に暮らすようになり、生まれた故郷やお世話になった地域、またはこれから応援したい地域に対して税制を通じ貢献する仕組みができないかといった想いのもと導入され、訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例と同条例の規則に基づき制度の運用を図っているところです。

ふるさと納税の現状と課題ですが、寄付を通じてふるさとを応援することができるなど一定の評価がある一方で返礼品が目当てとなり、返礼品競争が過熱化し、制度本来の趣旨

から乖離するといったことが問題化しました。このことから関係法令が改正され、返礼品が地場産品であることや経費総額の上限などの基準が設けられ、新たな基準の下で運用がされています。なお、全国の令和２年度のふるさと納税受入実績額は、約６，７２５億円でいわゆる「巣ごもり需要」の影響もあり、対前年度比で約１．５倍となっています。

課題になりますが、新たに基準は設けられたものの、基準内での地方団体間の返礼品競争は依然として続いています。また、人気の海産物や和牛などを返礼品の目玉とする自治体の寄付の受入額が多い傾向にあるなど地域の特産物によって受入額が影響することや上限が設定されている返礼品の経費には配送料も含まれるため、寄付者が多い関東や関西圏から遠隔地に所在する自治体は返礼品の配送料が経費に影響し、基準内に抑えることが難しいことなどが挙げられます。

２点目に「返礼品やＰＲ方法のこれからの考えは」とのお尋ねがございました。

これまで、町の伝統的な特産品やふるさと納税の基準に適合する商品について事業者の方に声をかけさせていただくなど返礼品を増やしてまいりました。また、今年度からは、町外の方からの要望がありました「お墓掃除サービス」を事業者の方と協議して返礼品にするなど、「品物」だけでなく、いわゆる「コト」も返礼品に加えております。

ＰＲにつきましては、ふるさと納税制度は、寄付者が自らの意思でふるさとやお世話になった地方団体に寄付を行うことが趣旨であり、募集に際して、新聞等の各種広告媒体に返礼品等を強調した掲載や返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し不特定多数の方に配布することが禁じられています。

そういったことから、ふるさと納税サイト運営事業者のホームページのほかに一度、訓子府町に寄付をされ希望する方に送付しています「応援団だより」を利用し返礼品のＰＲを行っています。今後におきましても「応援団だより」などを通じて商品を紹介し返礼品の魅力を伝えていきたいと考えております。

３点目に「国の事業の地域おこし協力隊クラウドファンディングやふるさと移住交流促進プロジェクトなどの活用の考え」についてお尋ねがございました。

ふるさと納税制度では、クラウドファンディングを活用し、ふるさとの活性化を応援する仕組みがありますが、いただいた寄付金につきましては、指定されたプロジェクトに活用し、活用状況や進捗状況を寄付者に報告するなど透明性の確保に努めることになっております。

現時点では、地域おこし協力隊クラウドファンディングのような具体的に寄付先を指定するプロジェクトがないためクラウドファンディング型の寄付を実施する予定はございませんが、今後配置を予定している地域おこし協力隊の意向を尊重するとともに、活動状況をみながら制度の活用を検討してまいります。

また、ふるさと移住交流促進プロジェクトについては、移住対策を進めるための一つの手法でありますので必要に応じて制度の活用について検討してまいります。

４点目に「ふるさと納税の今後の展開や使い方の拡充」についてお尋ねがございました。

今後につきましても「ふるさと納税制度」の趣旨に基づき、先ほど課題でも説明させていただきました経費の圧縮方法の検討を進めるほか、新たな返礼品の追加を図る方策を考えるなど町の自主財源の確保や返礼品出品事業者のメリットが一層高まるよう努めてまいります。

また、引き続き条例に基づき、安心して暮らせるふるさとづくり事業、元気な人を育てるふるさとづくり事業など寄付者の思いに沿った活用をしてまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました４点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河　徹君）　仁木義人君。

○４番（仁木義人君）　今回ふるさと納税について質問しようと思ったきっかけとしまして、先ほど答弁にもありましたけども、自治体によって大きな差があると考えられるふるさと納税などの寄付金をこれから力を入れて積極的にＰＲして取り組むことで今までできなかった事業や町民への各種サービスがこれまで以上に充実し、返礼品による特産品のアピールが結果的に町全体のＰＲにもつながるのでないのかと感じたことからでした。そこでいくつかの再質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まずはじめに、一つ目のふるさと納税の現状と課題についてなんですけれども、まず現在の状況をこのふるさと納税の金額などの状況を町としては、これから積極的に増やしていきたいという考えなのか、今の段階の金額ぐらいで十分なのかという部分をお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須河　徹君）　企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　今後も積極的に伸ばしていきたいのかといった趣旨だと思いますけれども、答弁もさせていただきましたけれども、自主財源、貴重な自主財源の元になる寄付でありますので、もちろん多くなることに越したことはないのと、参加している事業者の方にとってもですね、ふるさと納税をとおしてですね、新たな販路といいますか、売り先になっておりますことから、できるだけ多くの寄付が集まるような努力はしてまいりたいと考えております。

○議長（須河　徹君）　仁木義人君。

○４番（仁木義人君）　今、町の方としても積極的にこれからもふるさと納税の金額を増やしていきたいということでしたので、今回の私の質問の思いの部分でもある納税の部分、私も積極的にやっぱり町として納税額を増やしていきたいというのが魅力につながるのではと思いましたので、今回の質問と提案の一部になると思いますのでよろしくお願いします。

まずですね、基本的なふるさと納税の仕組みという形を教えていただきたいんですけども、一般の寄付された方がふるさと納税された場合、町に寄付金が入るまでの流れですとか、返礼品の例えば代金というんですかね、それとか手数料みたいなものというのはどういような仕組みになっているか教えてください。

○議長（須河　徹君）　企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　基本的な流れということで、できるだけシンプルな流れで申し上げますと、現状では多くの方はふるさと納税の専用サイト、訓子府では二つサイトで募集しておりますけども、そのサイトを通じてですね、寄付の申請と寄付ですね、してあと返礼品の寄付額に応じた申し込みというんですか、そういうのがされます。そのふるさと納税のサイトから参加事業者の方に返礼品の希望があったものに対して、こういう例えばトウモロコシとかありましたというのを出店業者の方に連絡がいって、そこから寄付された方に流れていくといった流れです。サイト運営者はですね、それに応じて訓子府

町に手数料なんかが請求がくるといった流れになります。それと手数料なんですけれども、ちょっといろいろとサイトによって違うんですけれども、例えばさとふるというサイトとふるさとチョイス、ＪＴＢですね、ＪＴＢ系がやっているところなんですけども、その２種類のサイトを使っております。基本的なものでいいますと、ＪＴＢにつきましては、事務手数料が寄付額の１０％、それから郵送の送付代理入力手数料とかっていうのが事務手数料あるんですが、これが寄付額の２％プラス税、それから支払い方法によって手数料がいろいろ変わるんですけれども、例えばｄ払いとかですね、電子決済やる場合ですね、これにつきましては決済手数料が寄付額の３．５％プラス税、それからサイトの使用料が寄付額の５％、それとクレジット決済の場合は寄付額の１．０１５％ですね。こういうようにいろいろとまたさとふるは別な手数料の仕掛けがあるんですけども、そのサイトによって手数料が変わってくるということになります。それのほかに郵送料とかそういったものが寄付経費の総額にのっかってくるといった仕組みになってます。

○議長（須河　徹君）　仁木義人君。

○４番（仁木義人君）　ふるさと納税の仕組みはわかりました。やはりそういう細かく手数料とか聞くと、やはり手数料ですとか送料というのはどうしても結構かかりまして、もちろんポータルサイトみたいな、そういうような２社の部分はもうそこでもちろん営業しているのでかかってしまう部分はしょうがないのかなという部分も理解しました。今までの寄付金額とか件数を訓子府町のホームページから見ることができるんですけど、今までの平成２０年度から昨年度、令和２年度まで件数ですとか、地域別、どこからの寄付かというような部分ですとか、どういうものに利用したかというのが見れるんですけども、最初、冒頭でお話したように昨年度の令和２年度は今までにない、件数でいうと２，７５９件の寄付があり、金額でいうと３，３２３万５千円、以上の寄付がされてるというような状況だと思うんですけども、この数字ですとか件数について、率直に町としては今どうお考えですか、どう思いますか。

○議長（須河　徹君）　企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　総体的に言えばですね、海産物が多いところとか和牛が売りの自治体から比べれば額的には、かなり小さいんですけれども、今まで積み上げた中では一応最高額でありましたし、うちの特産品をですね、その中で最大限、一応ＰＲできているのかなとは思います。

○議長（須河　徹君）　仁木義人君。

○４番（仁木義人君）　先ほど答弁の中にも今まで寄付された方のリピートといいますか、また続けて寄付をしていただけるようなリピートの取り組みのこともお話が町長の方からありましたけども、現在、はじめての寄付の部分とそのリピートの寄付の割合、件数まではあれですけども、割合としてどれぐらいというのはわかりますでしょうか。

○議長（須河　徹君）　企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　リピート率までは押さえておりませんけれども、比較的好評を得ていると思います。それと以前ですね、返礼品された方にお礼状というか、またお願いしますねと通知をしてたんですけれども、それをしてもしなくてですね、あまり額が変わらなかったということもございまして、その辺がリピーターが多いのか、それとも新規の方が常にきているのかというのが、ちょっとまだ分析はできておりません。

○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　そのホームページの先ほどの件数ですとか金額が載っているホームページ上の部分に、今まで訓子府町にふるさと納税された金額として、町の今の保有の金額が約９，８６０万円の保有額になってまして、約だいたい１億円というような金額がありますが、この保有している寄付金というものは、これからどのようなものに利用するというふうに考えでしょうか。また、この、年度で段々保有されているという、この保有額は今まで使い道ごとに寄付されていると思うんですけども、その保有されている金額も使い道ごとに分かれてのこの合計金額なんでしょうか。この寄付された方にとって使い道を選択して寄付をされていると思うので、寄付金額を使われないでたまっていってしまってと使用先が不透明に感じて不信にも感じる方もいらっしゃるかと思うんですけども、ここの部分の保有金額の部分についてはどうお考えでしょうか。
○議長（須河　徹君）　企画財政課長。
○企画財政課長（篠田康行君）　保有につきましては、この区分ごとに管理しております。それでホームページでも、議会でもご報告させていただいておりますけれども、使い道につきましては個別にですね「こういった事業に使わせていただいております」というインターネットでもですね、周知をさせていただいてますので、一定程度の透明性は図られていると思います。それとですね、保有額がどんどんたまってきているということなんですけれども、これにつきましては、将来ですね、いろいろと例えば電子化でいろいろとお金がかかるとか、教育施設のですね、部分にお金がかかるとか、ソフト事業にもいろいろと、今回いろいろ載せてありますけれども、そういった部分にもかかってくるということで、その時々にですね、必要なものに対して財源を充てていくといった考えで運用させていただきたいと思っております。
○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　今、たまったその保有額について、使い道ごとに分かれているということでお聞きして安心しました。
　続いて、今ちょっと使い道についてのお話もでましたけれども、寄付金の使い道の決定方法ですね、昨年ですと、例えば、令和２年度でしたら防犯カメラですとか高齢者ハイヤーの利用サービスですとか、あとは空き家活用ですとか、子どもの医療費の助成ですとか、いろいろな目的で使用されているんですけども、この使い道の決定方法や利用まで、使う利用までの行政内ではどのような流れで決定するようなものなんでしょうか。
○議長（須河　徹君）　企画財政課長。
○企画財政課長（篠田康行君）　決定の方法ですけれども、財政係の方でですね、この運用する中で、この事業に運用していこうというような、トータルなところで充当させていただいているといったことで決めております。
○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　今、返礼品の話もこの先ちょっとお話があるんですけども、何か今まで、この寄付された方との例えばトラブルですとか、何か返礼品のトラブルなど今まで現状としてはあるんでしょうか。また、トラブルがあった場合は、例えば行政として、役場の担当の方が対応するものなのか、例えば返礼品を出されている方が対応するのかとか、またそのトラブルの原因によってはもちろんあれなんでしょうけども、かなりそうい

うものというのは件数としてもあるものなんでしょうか。例えばそういうのが出てきた場合、職員の方たちのかなりの負担という部分にはなってはいないでしょうか。
○議長（須河　徹君）　企画財政課長。
○企画財政課長（篠田康行君）　特に大きなトラブルというトラブルはないんですけれども、サイト運営業者の方と出店されている方の連絡の中で行き違いがあるということは、まれにございます。その時はですね、当然、町の担当者の方にも連絡きますし、サイトの担当者にもですね、電話をして双方で、どっちかがやればいいということでなくて、町の担当も関わりますし、サイトの運営者も責任をもって対応すると。原因によって、どういうふうにするかということはいろいろですけれども、そういう姿勢で業務を運営しています。
○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　大きなトラブルがないということを聞いてちょっと安心しました。やはり他の町で金額が大きかったり件数が多いところですとか、やはりそういう返礼品のトラブルですとか、納付者の方と担当の職員の方たちとのトラブルというものがあるようなので、そういうのが職員の負担になっては、また大変になってくるのかなということで、ちょっと質問させていただきました。
　続きまして、二つ目の返礼品やＰＲ方法のこれからの考えについてなんですけれども、先ほどから話あるように寄付者にとって、やはりいろいろな問題はあるかもしれないですけども、寄付先の選定をやっぱり返礼品というものが大きな魅力と考えますが、現在の返礼品の現状を町としてはどうお考えでしょうか。
○議長（須河　徹君）　企画財政課長。
○企画財政課長（篠田康行君）　返礼品の現状ということなんですけれども、新しく基準ができてからですね、地場で生産されているものですとか、いろいろと厳しい規制ができた範囲内で今、出店しているというところでございますので、今その中でですね、参加していただける業者の方については、サイト運営会社の方からもですね、インターネットか何かでいろいろ調べているのだと思うんですけれども、こういう業者の方に声をかけさせてもらっていいですかという連絡をいただいて増やしていただくとか、こちらからもですね、先ほど答弁にもありましたけれども、品物だけじゃなくてですね、お墓サービスとか、そういったものができないのかといったことで入れさせてもらっております。ですので、今のところできる範囲でやっているんですけれども、それでもなおですね、もう少しやり方によっては他の町から学んで増やせるものができないか。そういったことはですね、研究しておりますので、そのできることがあればですね、取り組んでいこうと考えております。
○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　返礼品の採択から掲載、掲載というんですかね、ホームページですとかカタログに掲載されるまでという部分で、先ほど答弁の中にもありましたけども、具体的にその返礼品の採択、町からこういう商品があるので出してみませんかというようなお声がけはあると思うんですけど、そのものの実際それから採択して掲載できるまでというのは、どういうような流れになりますか。
○議長（須河　徹君）　企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　これ実際の出店される業者さんとサイト運営者の方で話し合いがうまく数量がどうだとか、どのぐらい用意できるだとか、そういう実務的な調整が整えばできると考えております。
○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　返礼品の種類が多いということは、やはり寄付される方にとって選択肢が増えて選べる楽しさも増え、また寄付先をインターネットなどで検索した時に検索にも引っかかりやすくなって、結果として寄付金の増加に直接つながると考えられますけども、返礼品の種類の増加や出品者の積極的な募集方法を町としてはどうお考えでしょうか。答弁にもあったんですけども、例えば返礼品を増やすためには、例えば返礼品の開発が必要と考えられますけども、例えば開発にかかる費用の補助をしたり、例えば、生産者であれば、発送に使用するために、例えば訓子府町などの町名や誰々という生産者名やイラストなどの入ったようなオリジナルのダンボールの梱包材などを作成する費用というのがどうしてもかかったりするので、なかなか出品したくても時間もとられるし大変だからなかなかできないというような考えも考えられますけども、そういうような方に例えば開発にかかる費用の補助とか、梱包材などの作成費の補助というような考えはこれから考えられないでしょうか。
○議長（須河　徹君）　企画財政課長。
○企画財政課長（篠田康行君）　ダンボールにそういったものを印刷するとかということは今のところは検討していないんですけれども、実際にですね、寄付額を伸ばしている自治体のですね、担当なんかにも率直に聞くことはできますので、何をやったらうまくいくのか、そういったこともですね、謙虚に勉強しながら増やしていきたいと考えております。
○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　先ほどもちょっとお話したとおり、やはり出品する方は、その他のメインの仕事があったり、農家の方であれば普段の畑の作業などが忙しいため、なかなか町の特産品ですとか返礼品のために出したりなんだりという部分のお金もそうですし、時間もかかるという中でどう行政としてフォローしていって訓子府の返礼品でいいものを特産品を出品できるかという部分が大きなポイントにはなるのかなと思いますので、ぜひ前向きにですね、考えていただければなと思います。返礼品なんですけども、もちろん「物」っていうものを返礼するというのが、かなり大きいとは思うんですけども、最近ですと、答弁にもありました「物」よりも「コト」ということで体験型の返礼品も人気のようなんですけども、例えばこれを町からの返礼品として、町の施設である例えばスポーツセンターとか温水プール、温泉、パークゴルフ場などの町内の施設の例えば年間パスポートみたいなものですとか、例えば訓子府町内に１週間とか１か月など一定期間、家具家電がついているような住宅にお試しの移住ができたり、将来的にそういう移住定住にも訓子府の魅力が伝わって効果的と考えられるような返礼品も考えれますけども、町からのそういう体験型の返礼品という考えはいかがでしょうか。
○議長（須河　徹君）　企画財政課長。
○企画財政課長（篠田康行君）　物だけじゃなくて体験型の返礼品も実施している自治体、この近隣でも移住お試しとかヨガ教室とかやっているところ、サイト見ましたら見つけました。実績を率直に伺ったところですね「いやあまりないんですよね」という話もござい

ましたので、いろいろ近隣のですね、成功事例なんかも研究しながら、いろいろな角度で考えていきたいなと思っております。
○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　確かに体験型という部分の、先ほどの例えば年間パスですとか、移住の部分は別としましても、町内でのふるさと納税を町内の方がしても返礼品て受けれないという形になるので、なかなか年間パスポートという部分は難しいのかもしれないですけども、北見市ですとか、まわりの町内の近いところにも人口が多いような町もありますので、そういうようなのも積極的に活用していっていただければなと思います。
　続いて、ふるさと納税のＰＲ方法なんですけれども、ふるさと納税というものはＰＲが寄付に直結してＰＲに力を入れれば入れるほど寄付につながるとても重要なポイントだとは考えられますけども、先ほど募集に関して新聞等の各種広告媒体に返礼品を強調した掲載や返礼品の情報が大部分を占めるパンフレットを作成して不特定多数の人に配布することは禁じられていると答弁の中でもありましたけども、こういうようなふるさと納税専用の町独自のホームページをつくったり、それに付随したＳＮＳを作成して返礼品の説明や、例えば返礼品の生産者や作っている方の思いを動画で撮影してつくって、それをアピールしたり、寄付金を利用した実際の事業の報告を動画などでＰＲしてこういうものに使われましたとか、子どもたちに使ったら、その子どもたちが喜んでいるようなというような動画をつくって、見える形ですることによって、寄付者の方が寄付を考えている時に、この町に寄付した時にはきちんと使っていただけるというような安心感も与え寄付につながるとも考えられますけども、このようなインターネット媒体を利用したＰＲに力入れる考えはないでしょうか。
○議長（須河　徹君）　企画財政課長。
○企画財政課長（篠田康行君）　インターネット等を利用したＰＲということなですけども、どこまでが許されるのかというのを確認しながらやっていかなくてはいけないところがありますので、他の町でですね、伸ばした要因の分析としてどういったものに使われたのかということをしっかりアピールしたこともつながったんではないかといった担当者のコメントも見かけたことありますので、そういった意味では少し使われ方のアピールがちょっと地味なのかなというところは感じてますので、許される範囲でですね、そういった工夫も考えていきたいと思っております。
○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　私もふるさと納税の本町のＰＲ方法はやっぱりちょっと地味なのかなと私も感じていますので、ぜひですね、積極的にやって成功しているような町の事例などを基にして効果的なものを作成していただきたいと思います。やっぱり何と言っても今は多分スマートフォンですとかパソコンを使ってふるさと納税のどこにするかというのを探したり、それを検索して引っかかったところに、例えば美味しそうだなとか返礼品の魅力という部分がつながっていって、そこに何かこう魅力的な寄付先があれば寄付していただける部分につながるのかなと思いますので、このようなホームページだとかＳＮＳというのは重要なポイントだと思いますので、かなりちょっとアップですとか費用という部分はかかるかもしれないですけども、結果としてふるさと納税の金額が上がれば、そこの部分の経費という部分も大きな投資になるのかなと考えます。今現在、町で利用している

ふるさと納税のポータルサイトが二つって先ほどおっしゃってましたけども、ふるぽとふるさとチョイスですか、この二つなんですけども、この二つというのは今までどういうふうに選定して、その二つに選んだというような経緯がありますか。また、これからこれの変更ですとか、たくさん増やしたら多分、出品者が大変になるのかなとは思うんですけども、そのようなところもどうお考えでしょうか。

○議長（須河　徹君）　企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　今、利用しているサイト二つにつきましては、営業がまずかけられてきて選んでいるというところです。その後もですね、営業には業者からきているんですけども、先ほどおっしゃったとおりですね、サイト業者が増えると出店者の方は、そのサイトの数だけの取り引きの相手をして、連絡もしていかなくてはならないので、事務負担が増えていくというお話も伺っております。ただ、サイト数を増やせばですね、当然、閲覧する数も増えてきますので、理屈としてはサイト数を増やせば返礼品の数も増えるんではないかというふうに考えておりますが、先ほどのバランスですね、その手間とそれから供給できる数ですよね、返礼品の数、そこのバランスがとれて、なおかつ手間がですね、減らす方法ができるか、そういったことがトータルでできればですね、そういった方向も考えていきたいと今、検討しております。

○議長（須河　徹君）　仁木義人君。

○４番（仁木義人君）　やはりその検索数が増えてた、なかなかこう増やせないというのは、私が申し上げたとおりあると思いますので、出品する方の手間もやはりかからず、またそれを見る行政の方ですとか、その皆さんがやっぱ手間がかからないような、そういうような何かこうシステムみたいなものもこれから前向きに考えていただいて、どんどん出品が広く、いろんな種類が広がっていけばいいなとは思います。

　また、先ほどのふるさと納税のポータルサイトにホームページの中でブログとか新しい情報とかがアップできるような形になっているんですけども、本町はあまりそこの部分を更新されていないので、こういうちょっと手間がかかって、なかなか情報をあげるという部分が大変かもしれないですけども、多分そこの部分については金額もかからないですし、どんどん利用できるのかなと思いますので、こういうところでも積極的なアピールをしてつなげていただきたいなと思います。

　また、ふるさと納税はリピートされるかが重要となっているようなんですけども、先ほど答弁の中にも、やはり今までは一度、訓子府町に寄付をされ、希望する方に訓子府の応援団だよりを配布していたりというような部分をやっているという部分があるとお話がありましたけども、こういう今まで納税された方へのフォローとかアプローチというのは、先ほどなかなか今はできていないというお話でしたけども、効果がそれからどうつながるかというのは確かに答弁の中であったように見えづらいというのあると思うんですけどもそういうようなまめなところというのも大切かと思いますので、何かこういうリピートさせる取り組みという部分を何かほかに今、考えているようなところってありますでしょうか。

○議長（須河　徹君）　企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　リピートさせる取り組みとして多少答弁の繰り返しになる部分もあるかもしれないですけれども、７月に発行しましたふるさと応援団だよりの中

で今回はメロンですね、メロンをプレゼントして、その方からはですね、コメントを必ずもらうような格好で実施しております。それで、はじめて食べたという方もたくさんいらっしゃって、とってもおいしかったというような内容だったんですね。こういったことを次のふるさと応援団だよりで生の声として伝えていく。そういった地道なですねこともですね、割と効果的なんではないかと考えておりますので、ＳＮＳも大事なんですけれども、そういったリピーターをさらにファンとして近づけるような方法も今考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河　徹君）　仁木義人君。

○４番（仁木義人君）　私もネットを利用したという部分ももちろん大きくこう広く見てもらえると思うんですけど、そういうリピーターの部分では、そういう地味で大変な部分にはなるんでしょうけど、アナログという部分が結構大事、かなり大事だと思いますので、ぜひ続けていただければなと思いますし、先ほどお話があったように、返礼品に各サイトで届いた方が口コミをこう書くような欄にもできているんですけど、大体の商品はなかなか口コミという部分がないんですけど、この口コミを見て、やはり「あ、美味しいんだ」とか「すぐ送ってきて対応がいい町なんだ」という部分も見てわかるので、そういう部分も今の取り組みみたいなような、口コミという部分もぜひ書いていただけるような取り組みというのも必要なのかなとも感じました。

続きまして、三つ目の国の事業の地域おこし協力隊クラウドファンディングやふるさと移住交流促進プロジェクトなどの活用の考えはというところなのですけれども、昨日の議会の冒頭の町長の挨拶でもありましたけども、本町ではせっかくちょっと内定までしていた方が残念ながら辞退されてしまったという、その地域おこし協力隊の募集があったんですけども、ぜひですね、今のところ考えていないという部分があったんですけども、次回ですね、もしこういうような地域おこし協力隊の採用があった時には、どんどんこういう活発な活動のためにもぜひ利用を考えていただきたいなと思っています。

そして、もう一つの方の同じ国の事業のふるさと移住交流促進プロジェクトにつきましても、一応、ふるさと移住交流促進プロジェクトは、地方団体がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用して事業に共感する方からふるさと納税を募って移住交流促進事業を実施するような事業になっていまして、寄付された方をふるさと未来投資家と位置付けてふるさと納税をきっかけとした継続的な町とのつながりを持つ取り組みを行うことで、さらに寄付者をはじめとした移住希望者に対して移住定住対策事業を展開するようなものとなっていますので、ぜひこれから、今は利用はないというお話でしたけども、こういうような国の事業もあるので、せっかくですので、もし利用ができるような機会があったらどんどん利用していただければなと思います。

最後の四つ目の質問なんですけども、ふるさと納税の今後の展開や使い方の拡充についての考えはについてなんですけども、ちょっとまず今後の展開については町長に直接お伺いしたいんですけども、今いろいろ担当の課長の方からいろいろなお話をお聞きしたんですけども、例えばふるさと納税を管轄を単体で考えるのではなくて、効率的にスピーディーにした事業を行えるように、ふるさと納税に関連する必要と考えられる、例えば町のＰＲですとか、移住定住ですとか、空き家、空き店舗対策、以前、私の一般質問でも提案させていただいたサテライトオフィスの設置など、例えばＩＣＴを積極的に活用するなどの

クリエイティブな活動の任務を総括した新事業部の体制みたいな、地域創生クリエイト課みたいな、そのような例えば立ち上げの考えはいかがでしょうか。ここに先ほどの二つの国の事業も活用して地域おこし協力隊も、例えば配属して、すべてまとめた方が力を入れて町のＰＲを行い、ふるさと納税や移住定住を積極的に考えるのであれば、連帯や実行のスピードが上がり、効率的に事業を行えるのではないかと考えます。現状の管轄している体制、例えば今ふるさと納税でしたら企画財政課とか、移住定住ですとかでしたらまちづくり推進室というふうに分かれているのであれば、現在の普段の仕事だけでかなり忙し過ぎて、例えばこれからふるさと納税や移住定住を伸ばしていきたい。積極的に細かいところもやっていきたいとお話だったので、そこを取り組むには、なかなか困難ではないかと考えるんですけども、こういうような何かこう考えを町長の方は考えはありますでしょうか。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　答弁になってるかどうかわかりませんけども、一つはですね、私はあまり意欲的でなかった。なぜか。人様が納める税金をうちの町に持ってきてですね、それを収入にするというやり方が本当にいいかどうかという迷いがありました。ただし、このふるさと納税ができる前に私は長野県のとある自治体のこの制度を活用して、私のマニフェストにあげさせてもらい、わずかでもそういう寄付が町のいろいろな事業に展開することができればということでですね、それはそのあとすぐですね、ふるさと納税制度ができましたので、それにドッキングさせていくということでやってますけども、見ていてやっぱりですね、かなり難しい部分があるなという感じしていますから、あまり僕はね意欲的にやれやれというふうにはしてこなかったというのがあります。これはいいか悪いかは別ですけども、やっぱりこのやり方というのはね、ちょっといびつだなという感じしています。そのことがね、例えば、泉佐野市やいろんなことがね、起きてきているし、課長が何度も言っていますように、海産物とね、和牛のね、肉がね、飛び抜けてよくなる。管内で言ったら紋別、網走あたりがよくなってね。こんなことがね、収入の安定的な確保のための施策としていんだろうかというのも。ただし、実績的には、この５年間だけで９，８３０件、歳入と言いましょうか、寄付総額でいくと１億３，７６６万の、１年度としては２千万とか３千万なんだけど、トータルで５年間で見るとやっぱり億単位のお金になると。そうするとあんまり何て言うんでしょう、いやらしいやり方でなくてね、今、議員から言われているように、一つはもっと積極的に展開していく時期だろうなというふうに思っています。制度的な矛盾たくさんあります。例えば、この間、自民党の移動政調会でもかなりきつく言ったんですけども、太田醸造のしょうゆが駄目だって言うんですよ。１００年続いている製品を特産として認めないとかですね、それは何かと言ったら訓子府のアピールポイントのシールを貼っていないからとかね、こんなことでね、やってるやり方というのはおかしいということで、即、道庁から道の職員が来ましたけども、関連してこういったこともやっぱり是正していってもらいたいなと思います。それから例えば、仁木議員が言っているように、地域協力隊員、何とか今年そこからスタートさせようと思ったんだけど、残念ながら、それも尻切れトンボ。それから、ご存じのとおり津別が北海道津別まちづくり株式会社というのが作っている訳です。そこでこういった業務をやらしたり、上士幌なんかは単独でふるさと納税の発送から何からやっているって状況は大体つかまえ

ていますけれども、これら含めてですね、今、課長からのお話しましたように、これらを積極的に次の手を打っていく。もっと整理してですね、やっていかなきゃならないだろうと。だけど今の状況で単独で課を設定したり、例えば元気なまちづくり推進室も本当はずっと単独でやりたかったんですけども、やっぱり町民課の方のお仕事に室長異動してもらいながら、掛け持ちさせていただいて、何とか今ある仕事を増やしたりなんかしながらやってもらっていることもありますから、職員に無理のかからない範囲内で次のステップを踏まなきゃならないなということは仰せのとおりって感じしますので、もうちょっと時間ください。

○議長（須河　徹君）　仁木義人君。

○４番（仁木義人君）　私ももちろんルールですとか、そういうようないろんな問題というのもありますし、職員の方たちの負担が増えては、なかなかふるさと納税が大きくなっていってもいろんなトラブルの元にはなると思いますので、そういうところもきちんと考えて前向きに考えていただきたいと思います。

最後の質問なんですけども、使い道を自ら選んで自治体に関わることができるのがふるさと納税の魅力の一つだと思いますけども、寄付者の意思を反映できるとは今思いますけども、寄付した先がどうなっていくかも気になると思いますので、何かこう追跡できるような、先ほどの例えばホームページですとか、動画ですとか、何かこう資料で追っかけできるような必要がある。そういうのもＰＲも必要だと思います。

また、本町の寄付の使い道が今大きく四つの事業にくくりになっていますけども、寄付する側としましたら、今の大きなくくりのほかにもっとターゲットを絞った具体的な事業の使い方の選択肢もあったらいいのではと考えます。例えば子どもたちの少年団や部活動などの活動の備品の購入や外部コーチの招へいなど、子どもたちへの応援する目的の使い道。大きい四つに含まれるんですけど、こういう具体的なもの。例えば町内会や実践会活動のこれからの応援する補助金。また高齢者の見守りや買い物などの足の確保をする目的の補助金ですとか、町の施設や公園などの備品の購入、または改修や新設をしたりする目的の使い道、また、例えばこども園費や給食費が無償化する子育てに対する応援の使い道、また、商店街やお祭などのイベントを応援する使い道など、こまかいところを考えだすと必要な使い道は、例えばいくつでも作れるとは思いますけども・・・

○議長（須河　徹君）　仁木議員、あと２分です。

○４番（仁木義人君）　はい。この使い道を町民から要望を出して、それを外部の組織が採択して使い道を決めるなどとか、こういう細かい設定というのはできないでしょうか。

○議長（須河　徹君）　企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　使い道につきましては、寄付者の方がわかった方がいい場合もありますし、そこは町の方にお任せしますということで寄付される方もいまして、実際、私も本州の友人から聞かれるんですけれども、そこまで別に考えてないから、一番上のチェックをクリックしといたよとか、そういった意見もありますので、実績をですね、先ほど申し上げたとおり、こういうものに使いましたということがちょっと弱いところがありますので、そういうのを参考にしていただきながら、こういう目的で使われるんだなというアピールぐらいは今よりはしていかなきゃいけないと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河　徹君）　仁木義人君。
○４番（仁木義人君）　ぜひ、こういう町民のためにわかりやすく、また細かいような、そういうサービスができるような使い道も増やしていっていただければなと思います。ふるさと納税というのは、先ほどから申し上げているとおり力を入れれば入れるほど納税額が増えていくと考えられますけども、ルールを守って積極的に前向きに取り組まなければならないという部分もあると考えられます。町外からの寄付金というのは、先ほど町長の話でもありましたけども、ほかの部分ですとか、返礼品が人気があるところに偏るというような納税の問題もあるんですけども、今までやれなかった事業ですとか、福祉の向上ですとか、行政のサービスの提供とか、移住定住にもつながって、ふるさとの創生につながることも考えられるため、ぜひこれから積極的な取り組みが必要と考えられます。そして返礼品をとおしてでも特産品や訓子府町のＰＲにもつながりますので、生産者や販売者の利益にもつながるということで、柔軟な前向きな取り組みを望みます。
　以上、今回の質問になりました。以上です。
○議長（須河　徹君）　４番、仁木義人君の質問が終わりました。
　ここで１４時まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５０分
再開　午後　２時００分

○議長（須河　徹君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。
　次は、１番、余湖龍三君の発言を許します。
　１番、余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　１番、余湖です。通告書に従い一般質問をさせていただきます。
　訓子府メロン栽培の公設民営化の実現についてということで、前回の議会と続きで第二弾ということでよろしく返答いただきたいと思います。
　訓子府メロンは訓子府の名産品の中でも唯一「くんねっぷ」と名の付く特産品であると第２回定例会での私の質問への回答がありましたが、今、そのメロンが危機に瀕しております。
　生産農家は減り、生産量も減り、そのため流通も減り、今年に至っては求める消費者にも十分に行き渡らない状況も起きております。
　今後の特産品としてのメロンの将来は「メロン栽培」の公設民営をして安定供給を図ることが必要不可欠だと思っています。
　このことを踏まえ、何点かお尋ねいたします。
　一つ、今年度の生産実績についてお伺いします。
　二つ、ふるさと納税返礼品としての本年度の実績は。
　三つ、公設民営化の必要性についての考えは。
　以上、よろしくお願いします。
○議長（須河　徹君）　町長。
○町長（菊池一春君）　ただいま「くんねっぷメロン栽培の公設民営の実現」について、３点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

１点目に「今年度の生産実績について」のお尋ねがございました。

訓子府メロン振興会の令和３年度実績では、作付戸数が５１戸、販売量は９，８４５ケースと、昨年実績と比べて戸数で５戸減少し、販売量で２，６７１ケースと大幅に減少しております。その要因として、振興会の中でも作付棟数が多い農家が経営方針上の理由によって作付けを中止したと伺っております。

また、このような減少傾向は今後も続くことが次年度作付意向から把握されています。

２点目に「ふるさと納税返礼品としての本年度の実績は」とのお尋ねがございました。

ふるさと納税サイト別に申し上げますと、ふるさとチョイスが２玉規格で７９件、さとふるが２玉規格で４１件、５玉規格で３件となっており、合計で１２３件でございます。返礼品としての実績も令和に入り毎年１００件程度と減少傾向にあり、生産実績の減少と連動しているものと推測されます。

３点目に「公設民営の必要性についての考えは」とのお尋ねがございました。

本町としては、きたみらい農協と連携しながら野菜振興に努めてまいりましたが、これらの品目はいずれも畑作および玉ねぎ経営のリスク分散として作付けが始まり振興を図ってきたものです。

しかし、農家戸数の減少によって戸当たりの経営規模が増大するとともに、広域農協のスケールメリットを生かした主力品目の玉ねぎ・馬鈴しょの販売安定に伴い、花き、イチゴ、ホウレンソウなど経営的に選択されず衰退していっており、メロンについても同様のことが予測されますが、農業経営上やむを得ないことと捉えております。

町の農業振興の観点から生産者から望まれない支援策を講じるべきではないと思いますし、公設民営でメロンを作ったとしても生産者のメロン離れの抑止力にはつながらず、その作付減を行政で補うことにもならないと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お尋ねのありました３点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　今の返答聞きまして、最後の一言がカギかなと思っておりますけども、すんなりとその返答受け入れる訳にはいきませんので、何点か再質問させていただきたいと思います。

今年度の実績は今、発表されましたが、作付戸数が５１戸というのは５戸減ったということですけども、要するに量ですよね、販売量が９，８４５ケースということで２，６７１ケース大幅に減少しているということで、これは２５％程度の減少だということなんですよね。この計算でいきますと、私の聞いた話では、また来年も作付けをやめるという農家の方がいらっしゃるということなんで、じゃあ来年になると今年の半分ぐらいしかないのかなと。何かそんな装いになってきていますんで、これを重ねていくと本当に訓子府のメロンというのはなくなってしまうのかなと非常に思っているとこですけども、前回、現状の把握として返答の中でも前回の質問の中の返答の中でも課長が言った生産者組合との兼ね合い等の中でも、今後メロンを作ってない人にも作ってもらいたいとか、玉ねぎの作付けの方法を変えてでもメロンを作ることをやってほしいとか、今の体系というか、そういうメロンをつくる方というのは玉ねぎとかビートのハウスを使ってということなんで、そこら辺の時期的なことがあるとかということもありましたが、それは皆さん結局やっぱ

り返答の中にもありますような安定した農作物を作る中でメロンを作るほど仕事をしたくないという言い方は極端ですけども、そこまで無理はできないんだと。そういうことが原因だというふうに言われておりますね。それも一理としてあるんじゃないかと思います。確かに。実際に職業として農業をやっている方にとって、これがどれぐらいの負担になるかは私の方はわかりませんが、私どもはやはり観点は違うんですよね、やはりね、訓子府に名産品として長年続いてきて、しかも非常に評判のいいメロンが今後なくなるということの大事さの方がやはり重要なことになってきます。前回の返答の時の今後の方策というのはもうないんだというような、今言いましたような何ぼかの方策を考えてはいるけども、具体的な方策はないと。ましてや、そういうようなことの中でメロンの作付意欲が減退してきている。若い世代に時代を継承する時に若い人はもうメロンを作るまでやらないんだと。そういうことが本当に実際農家の中ではあるんだというのはよくわかりました。わかりましたというのは、それが本音だったんだなということでわかります。やはり今の段階でというか将来の訓子府を考えた中で将来の訓子府の特産品というものを考えた中で、ここまで地盤があるメロンをやはりなくしていいものかというのが一番の気持ちでございます。これをやはりなくさないような努力をしていかなければ、我々は何か今までメロンでこんだけ盛り上げてもらった。それをやってきた人方に対しても非常に申し訳ないというか、自分たちが作って自分たちが生産してやってきたことを自分たちが勝手にやらなくなったんだから仕方ないだろうというようなことには、やはりならないんじゃないでしょうかね。これは町民の協力、行政の協力があれば復活できる道があるんなら、やはりそれを進めていくべきではないかというふうに私は思っております。

ちょっとお聞きしますが、メロンは前回も言いまして、今回もこういうふうには質問させていただきますけど、担当課長にお聞きます。今年メロンを買いましたか。メロンは食べましたか。それを買ってどういうふうに感じましたか。一言お答えになれるんでしたら、よろしくお願いします。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　もちろん今年メロンは買いました。メロンを食べてもおります。赤肉も青肉も両方食べております。大変いつものとおり美味しい味でいただいております。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　すいません、聞き忘れました。お値段についてはどういうふうに感じましたか。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　値段の方はいつもより若干高めというようなことで受け取っております。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　できれば町長も今の質問に対してお答えできるなら、食べましたか、買いましたか、価格についてどのように感じましたか。一言お願いします。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　買いましたし食べましたし、こんなに苦労しているのにこんな値段でいいかっていう感じもします。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　買って食べて、もちろんたいがいの町民の方は食べているんじゃないかと思いますけどね。ただ食べてるけども、去年はあそこに送って、あそこに送ったけども、今年は送れなかったという方もたくさんいるはずです。私も自分が商売やっていますんで、現状をよく把握してます。市場の担当者と今年は何回けんかしたのか。メロンの担当者と何回けんかしたか。本当にわかんないぐらい。メロンをくれ。ない。いつならくれるんだ。ない。農協からもえないのか。ない。じゃあやっとあると言われた。やっとあるっしょ値段は。何でこんな高いんだ。どこへ行っても見てきてくださいよと。北見もどこでも売っているとこは高いですよ。この値段は当然ですよ。最後にといいますか私も何回か売らしてもらいましたけど、値段はもう去年に比べるとベラ高でした。ただ高いだけならいいんですよ。物があるなら。ただ物もないと言われたんです。これはね、なぜ訓子府の町民の方が今年きっとメロンを送ったりできなかったかという話になりますと、Ａコープさんがなくなったということが一番の原因だと思います。やはりＡコープさんが地元のメロンを毎年メロンまつりという形で時期になりますとやっていましたんで、値段のことは別としても、そういう意味では、いろんなふうに町民の方とかよその町から来た方がたくさん買ってくれたというのが現状としてありました。ただし今年はＡコープがないということで、そういう機会もなかったのが確かです。ですからやはり主力が訓子府でいえばラッキーさん。あと北見の各スーパーでは訓子府メロンは売ってましたけども、その量たるや、やはり北見メロンと半々、それともか北見メロンの３分の１一緒に並んでる。やはりそれぐらい量は少ないんですよね。しかも値段は同じか平均すると高い。現実がそういうことだったんですよ。これはやっぱり考えますと生産量ないですから、それはそれでしょうがないのかなと。しょうがないというより現実的にそうなるんですよ。やはり品物が少なければ高くなる。町長はこんな値段でいいのかなって言いましたけども、例年から比べましても、やはり３割高くらいが当たり前でした。今年は。値段的には。市場の出荷量はこの生産量は大体７割５分というところでしょうけど、市場を通じた取扱高でも大体３割減の７割ぐらいの流通しかなかったということを言われています。そういう現状というのありまして、それは今作ってないんだから仕方ないんですけども、もうズバリ、こんなことで訓子府メロンがこのまま衰退していっていいのかということだと思うんですよ。最終的には。これはね、やはり先ほども言いましたけども、今まで必死になって訓子府の顔として育ててきたメロンをやはり生産者の、生産者といいますか、農業形態の訓子府としての形態の中で、それは致し方ないという判断でなくしていいのかという。これはやはり私はいけないと思います。少しの努力でこのメロンに対して、それは継続できるんなら、やはり行政としても、我々一般町民としても、それを応援して、それを継続していくべきじゃないかと思います。それぐらいの魅力が訓子府にとって、メロンの魅力というのがあるんじゃないかと思いますが、このことについて、いかが感じますか。
○議長（須河　徹君）　農林商工課長。
○農林商工課長（大里孝生君）　こちらとして、今回の質問にありました公設民営、その部分に関しましては、先ほど答弁書にもありましたとおり、先ほど議員からの説明にもありましたけども、我々も令和４年産、さらにまた減るというような数字はとらまえております。そういった時に、公設民営をやったからといって、今、４５戸ぐらい作付け、今度

残る訳ですけども、その方たちがだんだんだんだんやめてっていう部分を全部公設民営で賄えるかといったら、そういったことにはならないと思います。こちらとしても公設民営でメロンを作ったからといって、訓子府のメロンを守るというようなことにはつながらないと考えておりますので、そういう答弁をさせていただいています。確かに特産としてなくなっていくというのは惜しいですけども、今後も振興会と農協と前回の私答弁しましたけども、地元の菓子店というようなことが何につながるのかというような動きもあろうかと思いますけども、そういった部分の努力というか、そういった部分は継続していきたいと思います。ただし、ある面、メロンが衰退していくのは、ちょっと致し方ないということで考えておりますし、特産品ということであれば、メロンはそのものが農産物として特産品ですけども、今まで加工品とか、いろんなものが出たら衰退してとかいうのを繰り返してきてますし、その中で残っているものも残ってるかと思います。こちらとしても残念でありますけど、その部分は仕方がないのかなということで考えております。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　今、回答の中で農業経営上やむを得ないことと捉えていると。ですから、農家の方にとって経営上それはやむを得ないと。それはそれでいいんじゃないですか。そういうふうに、だって、経営していく人がそういうふうに考えるなら、それをね、作るの大変だから作れないと言っているんですから、それはある意味仕方ないのかなと思います私も。だけど、ハッパかけて作れ作れとも言えないし。本当は作ってくれたら１個についてなんぼ払うからでもいいから作ってくれとかね、そういう条件出してもいいのかなって思いますけども。ただ、今、課長の返答というのはメロンなくなっていいですよという返答ですよね、これはね。そういう返答をされると将来がないですね、本当にね。やはりね、メロンを守っていかなきゃいけないんじゃないですか。町民としては。町としては。まだ間に合いますよ。今、確かに５０戸の農家が来年減って４５戸になるかもしれない。しかし、来年からは公設民営で少なくても５戸や６戸分がやってた分の公設の栽培所を作って維持していけば、それがもっと原料としてのメロンがあればお菓子にもなるかもしれないんですよね。今、お菓子屋さんに頼んでメロンの製品を作ってもらっているとかという話、そんな一時しのぎのもんじゃないですよね。やはり地元のメロンがあってこそのメロンの製品なんですよね。やはりそういうふうに考えるとやっぱりこんだけみんなが頑張ってやってきたメロンを消す方向、消えていいんだというような言い方をされると、これはね、やっぱり返答としてはね、あまりにも極端過ぎるんじゃないかなと思います。私はやはり守る方法があるんですから、守っていこう、いくべきじゃないかと思うんですよね。私は前回も言いましたけども、公設民営するっていうことは、何なのか。要するにお金と人、中心になる人を町が世話しましょうと。中心になって。そうすれば今ならまだ作ってそれに協力して作ってくれる、俗に言う、町長が前回言いましたけども、匠と言われるメロンを作る方がいらっしゃいますよ。農家の匠の方は農家をやって今まで苦労してやってきてますから、まだまだ元気ですよ。よく最近テレビでもやってましたけども、６０とか７０じゃないですね、８０でもやってますよ。公設民営のある品物をつくっている農家の団体の方あたりはね。やはり訓子府の場合、今の訓子府の場合、そういう意味では、土地、ハウスとか、そういうものも空いたところがあるとか、利用できるところがあるんじゃないですか。やはりそれを守るために、今、町が人とお金を出して中心になれば、そ

れを維持していけるばずなんですよ。そういう検討もなしに、そういう検討もなしにじゃないですね、検討したけど、そんなもんは何にもなんないって今、課長の返答にはなりましたけども、私はそういう中心になるベースが維持することによって、それがまた次の若者の中にもやっぱりメロンを作ろう、作っていけばみんなにも喜ばれるし、努力すれば、今やっている方も人よりも努力してメロンを作る時間を作っているんですよね。その方々はそれで収入も上がるんですよ。ですからそういうベースを町が公設民営の中で、そういうものを続けていくことによって、次の世代がまた生まれてくる可能性があるんですよ。今、町は課長が言ったように、仕方がない、もうなくなってもいいんだと言われちゃうと、将来一切なくなっちゃいますよ。こんなことで、そんなメロンの扱いでいいんですか。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　今のご質問に関して、公設民営で、なぜいけないのかというあたりなるかと思いますけども、公設民営でやったとして、匠の方にメロンを作っていただいたとしても、以前の議会でも申し上げたとおり匠の方々がずっとやってくれても、その他の波及効果というのが、こちらとしては期待できないのかなと考えております。やっぱり生産者がメロンを作るということを私は第一を考えておりまして、これまでもメロン生産者、それ以外の作付け、それ以外のメロン農家じゃない方に作付けをお願いするというような活動を振興会とやってまいりましたけども、やはりそれが叶わないと。このコロナ禍で、ちょっとイモと玉ねぎ、昨年よくなかったというような状況がありました。そういった中でメロンに、やはりメロン必要だということで返り咲いてくれる方がいらっしゃらないのかなと思いましたけども、結局、令和３年を蓋開けてみますと、１戸だけ、それで帰ってきてくれた方がいて、結局は６戸の方が減って、差し引き５戸減少と。中でも大口と言われるような方々がもうメロンをやめるというような状況になっています。そういった部分を考えて、公設民営でつないだとしても、やはりやっぱり誰がメロンをその後に引き継いでくれるのかというような問題が残ります。ハウスとかの問題とかにも議員は言及されましたけども、既存の農家の育苗跡の遊んでいるハウスを使うということは、以前も申し上げたかもしれないですけども、やはり現実的ではありません。やっぱりＡという農家のところで遊んでいるハウスがあるからといって、まったくの他人がそこで作るというような部分は、やっぱり現実的ではないかと考えておりますし、そういった部分、やっぱり難しいと思っています。こちらでハウスの用地とかを全部用意してやるとなれば、うちの町にそんな遊休農地がバンバンある訳ではないですし、限られてきます。だから限られたところで始めていっても一般の農家の作付けが減少するというようなところがやっぱり止められないと思っていますので、それをすることにはならないというような判断でございます。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　今の返答はちょっと違うかな。最後に言ったように、遊休のハウスとかがなんぼかでもある。今、農家でつくってらっしゃる方は玉ねぎやてん菜の苗の跡のハウスを使っている。それは必然的に空くんですよね。ただ、課長の返答では、よそのハウスに行って、知らん人が作るのはという話もありますね。私はそんなことはないと思うんです。やはり町が公設民営としてつくった組織、それはメロンを守るんだという、訓子府メロンを守っていくんだという気持ちの元で集まった、知らない他人が行く訳じゃな

いんですよ。作る訳じゃないんですよ。やはり訓子府の農家の方が訓子府のメロンを守ろうということで作った組織がそういうハウスを貸してくれ土地を貸してくれ育てていくんだということになった時には、それはね、よその人が来たから、知らないんじゃないないですね、訓子府のそんなあまり友達のない人がメロン作りに来たから、そんな人には貸せませんなんてね言う人はいないと思いますよ。育てていくためにはみんなで協力していこうと。そのためにも町がそういうことを起こすことが必要なんですよ。個人の方がやったんでは、それこそやはりいろんな利害関係とかあるかもしれません。しかし、やはり町がそれを守っていくんだという気持ちをもって、仲間を募って匠を募って、そういう組織を立ち上げ、そういう農家の方と交渉した中で、そういう土地を探して、ハウスを借りてやっていくということの必要性なんですよ。それはね、それだからって次の農家の人がメロンを作るなんて言わないなんて、そんな限定ないですよ。そこが頑張ってれば、また次の年寄り、年寄りといいますか、時代継承したお父さん方がまたそこに入ってくれるかもしれない。それどころか、そんないいものだったら若者の中にも、いやおれもやっぱりやろうかなと。手伝おうかなじゃなくて、自分の畑でもやろう、もう１回やってみようかと。または、そんないいことをやっている公設民営なら、よその町から来ても、そこへ入ってメロンづくりを勉強してみようかなと。そういう可能性があるはずですよ。今は可能性を求めてでも公設民営でまずそれを守るべきじゃないかと思います。これはやはり、時間の関係ありますんで、町長に１回お答えしていただきたいと思いますけども、いかがですか。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　余湖議員ご存じだと思いますけど、私どもの町でメロンが始まった歴史というのは清住地区を中心として農家の手間がいで女性部の人たちが普及員に指導を受けて始まったのがきっかけです。水田の転作作物として副収入を得るというところから始まったんではないかなというふうにしてます。昭和時代から平成にかけて実はうちは多品目の農業をやってました。十勝と違って４品目とか３品目ではなくて、しかしだんだん大規模化の中で生産調整やいろんな状況の中で、そうしたメロン農家というのは今、大里課長が詳しく言ったとおりの状況になってきています。この間見てみると例えば薬草もなくなった、いちごない、花きもなくなった、養豚家もいなくなったとかですね、時代、時代の状況の中で農業の形態というのは大きく変わってきている。水田農家もかなり少なくなっている。そういう中でメロンを特化して訓子府の一つのものだからといって公設民営化でやるべきでないかというのは、思いとしてはよくわかります。だけど私はね、メロン農家のいろんな苦労を聞いてますし、やってきた歴史も聞いてますから、そう匠の人たちにお願いをしてやったらいいんでないかというものではないですし、焼酎と違ってできたジャガイモを加工するものでもないと。すなわち質の問題からいろんなリスクが高いものもありますから、私は簡単に公設民営という形で公がそれに中心になってやるということがやっぱり限界が出てくるんじゃないかなというふうに思っていますので、余湖議員がおっしゃる公設民営は私が町長をやっているうちはやりません。もしそれで駄目だったら新しい人を選んでください。あるいはまた公設民営ではなくて、民設民営でやってください。そういうところから始める気概あるかどうかということも含めてですね、私はこの問題については、簡単にはいわかりましたということにならない。もう１点、本当にみんながそう願うんだったら議会の議決事項として全員で議決してください。こういう形でやる

べきだということも含めて。余湖議員だけではなくて。それぐらい重い提案だというふうに私は思います。今、私のところに１名の方が新しい訓子府メロンの栽培方法についての提案をしてきてくれています。まだ説明しないでくれって、言わないでくれっていうから僕言いませんけども、いずれにしてもいろんな方たちが、この町のメロンを栽培方法を含めてですね、提案をしようとしているという人も出てきていますから、心待ちにしてるということも事実ですから、今の状況で公設民営はできないと答弁するのが私はふさわしいんではないのかなと思います。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　簡単な話なんですね、町長ね。町長が今、できないという返答をする。それが嫌なら他の人を連れてこいなんて言われたって、他の人連れてくるのは来年か再来年になっちゃいますんで、間に合わないですよね。私はね、やはり今年結論してもらって来年は何ぼかでも形が小さくてもいいから、そういうスタートを切らなければ、本当に来年５戸また減って生産量が２割５分減っちゃうと大変なことになっちゃうと思うんですよ。やはり今、町長がおっしゃったとおりスタートの時は副収入の本当に補助的なもので始まったメロンだったかもしれませんが、一時には本当に清住地区を中心に莫大な生産量をもって本当にその頃今の訓子府メロンとしての礎を築いたんだと思います。私はね、それを守っていくのもやはり行政の仕事だと思いますよ。これはもちろん今はいろんな提案がある、提案する人もいるとかっていう話もありますけども、今あるものを今手を差し伸べなければゼロになってしまうかもしんないんですよ。これ町長変わるまで待ってられないですよ。きっと町長は再来年には変わるのかもしれませんけど、その時の町長になんぼ説得しても、その後また何年かかかります。今、菊池町長の時に理解を得て、そういうスタートを切ってもらわなければ、２年、３年は待ってられないのが現状じゃないかと思うんですよ。やはりこれね、ぜひ決断してほしいですよ。お願いします。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　執行権と提案権あるのは町長ですから、提案はできないと私は言っているんです。一般質問でこういう形で出て、２度同じ質問をする。それでもできないと言っている訳です。ですから、ここは参考意見として聞いておきますということは、言い方としてはできますけども、私は今の余湖議員が懸命に２回にわたって質問している中身については、やりますか、ここ１年が勝負だなんて言い方ではできません。

以上です。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　私の提案の仕方が悪くてできませんと言われてるのか、内容がたりないから無理ですよと言われているのか、ちょっとそこら辺はよくわかりませんけども、私は町の現状とここ何年間の現状と照らした中で、やはり急ぐ、やはり今年決断して来年から始めてもらわなければいけないというのが実情だなと思うかたちで、本当に異例かもしれませんが２回続けて質問させていただきましたけども、これはやはりそれぐらい現状は切羽詰まっています。と思います。ですから、もっと新たな方法を考えなければいけないのか、先ほど町長が言ったように、議員全員で決議してなんて話には私はちょっとそこまで力はないですけども、私は町民の声として、町の特産品としてのメロンの価値を将来性をもった中でも、やはりこれは必要だと思って、こういう提案の仕方をさせてもらって

ますけども、やはり町長の思いはそういうことなのかということで最後にもう一度私の公設民営をしてでも、今、訓子府はそのメロンを守っていかなければいけないんじゃないかと思う提案に対しての返答をいただきます。
○議長（須河　徹君）　町長。
○町長（菊池一春君）　思いは、余湖議員以上に私は思ってます。それだからといって、すぐ提案して執行提案できるかどうかといったらできないというのが正確なところだというふうに思います。すなわち、それは、生産者自身がやっぱり作物の変化に対して、若い人たち含めて、メロンをやろうとしてない状況の中で、それを行政が受けるというやり方は私は思わしくないというふうに思っていますので、残念ですけれども、それは一つの意見として承っておきます。
○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　今、何らかの道をしなければ、本当にメロンは将来性がなくなってしまいます。そのことを踏まえた中での質問でしたが、町長は今の段階ではメロンの大事さはわかっているが、やはりそういう公設民営に対しては進んでいけないと。そういう結論であると。これが、じゃあある意味、民設でどなたかが、そういうものを組織していこうという話になった時には、町としては、それに対して応援していこうという気持ちが最後におありかどうかお答えください。
○議長（須河　徹君）　町長。
○町長（菊池一春君）　民の方々が将来の特産品を考えて、自分たちの力で何とかこういう状況を克服しようということに対して、行政が放っておく訳がない。私は心から喜んで支援をさせていただきたいと思いますけども、行政自らが公設民営の今の状況下で先頭に立つことはできないということで答弁させていただきます。
○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　町長のお気持ち、町のお気持ち、よくわかりました。
　以上で質問を終わらせていただきます。
○議長（須河　徹君）　１番、余湖龍三君の質問が終わりました。
　ここで午後２時５０分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時３８分
再開　午後　２時５０分

○議長（須河　徹君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。
　次は、５番、西山由美子君の発言を許します。
　５番、西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　５番、西山です。通告書に従いまして、教育長に質問いたします。
　訓高の魅力ある学校づくりに向けた町の対応について伺います。
　道立訓子府高校は、７０年を超えた歴史をもち、町にとっても地域にとっても、そして子どもたちにも進路の先にある大切な存在であると思います。今年度は１０年後の未来を見据えた学校改革の第一歩を踏み出しました。訓高の三つ目の支援組織（魅力化プロジェ

クト委員会）が３月に設置され三つの視点で魅力ある学校づくりに向けて動いています。町としてその活動をどのように受け止め支援として対応するのかを伺います。

１点目、視点１　地域とともにある学校づくり。訓高生と町民や子どもたちとの交流の取り組みについて伺います。

２点目、視点２　生徒が輝ける魅力づくり。訓高の少人数体制を生かしたまちづくりへの参加について、どう考えるか伺います。

３点目、視点３　情報発信の充実。訓高の魅力を町内外に発信する方策について伺います。

４点目、訓高魅力化プロジェクト委員会の今後の取り組みと町の対応について伺います。

○議長（須河　徹君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　ただいま「訓子府高校の魅力ある学校づくりに向けた町の対応について」４点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

高校を取り巻く環境は、少子化による中学校卒業者数の大幅な減少や進学先の多様化、私立高校の男女共学化など、訓子府高校にとっても大変厳しい状況におかれていることから、高校同窓会やＰＴＡ、町内の小中学校のＰＴＡ、事業所、教育関係者などで構成する「訓子府高等学校魅力化プロジェクト委員会」を新たな推進体制として本年３月に設置し、「地域にとっての高校の魅力化」「生徒や保護者にとっての魅力化」「ＰＲ・情報発信」の三つの視点に基づきながら訓子府高校の魅力化について、幅広い立場や年齢層の委員からさまざまな意見交換・協議などを行っているところでございます。

１点目の「視点１　地域とともにある学校づくり　訓高生と町民や子どもたちとの交流の取り組み」と２点目の「視点２　生徒が輝ける魅力づくり　訓高の少人数体制を生かしたまちづくりへの参加をどう考えるか」についてのお尋ねは、関連がありますので、まとめてお答えをいたします。

町内唯一の高校である訓子府高校は、コミュニティ・スクールの一環としての「ふるさと教育　くんねっぷ学」を推進し、ホクレン実証農場でのスマート農業や、地域の農業関係者の指導による訓子府中学校と共同した農園学習、町内企業や役場等での職場体験学習、歴史館などの町内施設や企業での地域学習、修学旅行先での訓子府町のＰＲ活動、町議会傍聴学習。こども園での楽器演奏とダンスの披露による園児との交流、若がえり学級生との交流、交通安全運動への参加など、子どもから高齢者まで幅広く町民と交流を行っているところです。

さらに、部活動においては、ふるさとまつりや音楽の広場など町内イベントでの吹奏楽部の演奏や訓子府小学校スクールバンドや訓子府中学校吹奏楽部、オニオン吹奏楽団との合同演奏、子どもまつりや秋の子ども祭りの運営支援や居武士小学校の学習支援などを行うボランティア部、子ども会が作成したスクールバス停留所の「バス停アート」への支援や武蔵野美術大学に協力を得て訓子府高校生徒募集ポスター作製を行う美術部など、地域に根ざした多くの教育活動に取り組んでおります。

このように、訓高生はさまざまな場面で町民や学校等との交流を行っておりますが、こども園や小中学校の子どもたちからは、身近にいるお兄さんやお姉さん的なモデルとしての存在であり、地域の大人からは高校生らしい発想のもと、地域を元気にしてくれる存在となっており、世代間交流の要としての存在価値を発揮し、地域を担う人材として、まち

づくりの一役を担っていると考えております。

３点目に「視点３　情報の発信の充実　訓高の魅力を町内外に発信する方策」についてのお尋ねがございました。

訓子府高校の良さを多くの方々に知っていただくためには、何より情報の発信が重要であり、そのために入学者募集の生徒や保護者向けチラシ・ポスター・パンフレットの配布を行っておりますが、今年度はさらにインパクトがあり興味関心が持てるようなポスターを武蔵野美術大学の協力を得て美術部の生徒が自らの体験をもとに作成し、通学圏域の中学３年生へ配布する予定です。また、ホームページなどにより訓子府高校の魅力や特色、生徒の学校生活などをインターネットを活用して情報発信しているところです。

また、町広報紙や生涯学習情報誌「まなベル」などでのＰＲ、報道機関への取材要請など、生徒たちが楽しく頑張っている姿を訓子府高校とも連携しながら多く発信できるように努めております。

さらに、教育委員会と訓子府高校が一緒に近隣市町中学校へ夏と秋の２回訪問し、訓子府高校の積極的なＰＲと各中学校の進路傾向を把握しているところです。

このように、町内外の多くの皆さまにさまざまな方法で訓子府高校を知ってもらう情報発信を行っていますが、これからも訓子府高校ＰＴＡ・同窓会や訓子府高校教育振興会議、魅力化プロジェクト委員会の皆さまや関係機関・団体などにも協力していただきながら、訓子府高校の特色や魅力の情報発信に努めてまいります。

４点目に「訓高魅力化プロジェクトの今後の取り組みと町の対応」についてのお尋ねがございました。

これからの委員会の取り組みについては、これまでの意見交換や協議を行ってきた「地域にとっての高校の魅力化」「生徒や保護者にとっての魅力化」「ＰＲ・情報発信」の三つの視点による高校魅力化の支援のための具現化の検討を行うことにしております。

また、これからの訓子府高校のあるべき姿としての「高校が地域で果たす役割」「目指す高校の将来像」など、訓子府高校の長期的なビジョンを学校と地域が共有するための意見交換を行い、地域とともにある学校づくりを進める取り組みを行うこととしております。訓子府高等学校魅力化プロジェクト委員会は訓子府高校の応援団として、より魅力的で持続可能な学校とするために、地域の特色や連携を生かした事業の検討を行い、訓子府高校のさらなる振興に取り組むこととしておりますのでご理解をお願いいたします。

以上、お尋ねのありました４点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　まず、項目に沿って再質問する前にですね、今、訓高魅力化プロジェクトについて、１点伺いたいと思います。７月２９日に私たち議員全員と、それから訓高のＰＴＡの役員の皆さん、それから校長先生、教頭先生を含めて、はじめての意見交換会を行いました。本当に私たちもわからなかったことをたくさん貴重なご意見をいただきました。その中でこの訓高魅力化プロジェクト委員会についても知ることができました。でも、町民の皆さんはきっとご存じないと思うので、まずはこの魅力化プロジェクトが設立された経緯について、簡単にご説明願いたいと思います。

○議長（須河　徹君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　前段回答でお話したこともあるんですけど、まずこの町の支援組織として議員の方から三つ目の組織ということもありましたけど、一つ目として平成１１年に訓子府高振興会議というとこで町内の団体や各機関の代表者で構成した振興会議を設けながら、特に経済的支援である九つの支援、そういうところ含めて、どう訓子府高校を応援してくという会議を設けながらやってきたとこで、その後、特に、訓子府出身者により訓子府高校をわかっていただくために、特に訓子府中学校のＰＴＡを中心として訓子府高校のＰＴＡとともに、訓子府高等学校連携支援会議というのを平成２６年に設立したところで、その後、先ほど申し上げたように、高校を取り巻く環境が大変厳しい状況もあって、より多くの方に訓子府高校の応援団として組織立て、実効性のある組織として、訓子府高校魅力化プロジェクト委員会をさまざまな構成するというか立場の方で構成しながら応援団として立ち上げたということでございます。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　はい、よくわりました。まず私、今回の質問に向けて学校をとおしてですが、在校生の皆さんにアンケートをとらせていただきました。本当に校長先生や教頭先生にはお手数かけて本当に感謝しております。今、訓子府高校は在校生が４４名、１年生が１２名、２年生が２２名、３年生が１０名ということで、そのうち４３名から回答をいただきました。この再質問をしながら、皆さんにその報告も兼ねて、中におり交ぜて報告していきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
　まず１点目の地域と共にある学校づくりで、本当にさまざまな活動をしているということがよくわかりました。この中でここの回答にも書いてありましたけれども、コミュニティ・スクールの一環としてふるさと教育くんねっぷ学を推進したり、多分この魅力化プロジェクトが発足される前からやっている、古いというか、何年か継続して行っている取り組みと魅力化プロジェクトが設立されてから行った取り組みがあると思うんですが、その辺もしわかりましたら簡単でいいんですけど、分けてご説明願えないでしょうか。
○議長（須河　徹君）　管理課長。
○管理課長（高橋　治君）　今、議員の方から魅力化プロジェクトとその前の授業の分けについてということでのご質問だったと思います。魅力化プロジェクトにつきましては、今年３月に発足したということで、まだ魅力化プロジェクトが授業をするということではなくて、今後の訓子府高校の魅力化を図るために１６人の委員さんがいらっしゃいます。内訳については先ほどるる回答の中で説明をさせていただきましたが、その中でより若い人も含めてですね、どのような形で魅力化を図っていくのかということで、今いろいろと案を出していただいたり、毎回話し合いをしていただいたり、外部の方にコーディネートをしていただけるということで、今、進めているところでございます。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　わかりました。私のアンケートはですね、設問が四つあります。一つ目は、訓高生となった感想です。満足、不満足も含めて書いてくださいといいました。二つ目は、将来目指していることや今、夢中になっていることあればというふうになります。三つ目は、高校の存続についての自分の考えを書いてくださいといいました。四つ目が、訓子府の町について感じること。この４点を無記名で自由記載でお願いしました。そうしますと、今、回答ですごく感じたことは地域と共にある学校づくり、そして、子ども

たちや町民との交流を長年やってらっしゃることでアンケートの中の訓子府の町について感じることの答えに、まず共通して書いてあったことが、町民の方々がやさしい。それからとてもフレンドリーです。仲良しです。それから挨拶をすると笑顔を返してくれるなど、ほとんどが好意的な回答でした。これが今まで訓高生と町の人たちとの交流をつなげた積み重ねの経過なんだなと思って、私も思わずニッコリしてしまいました。この体験が訓子府の高校生をより成長させてくれるということを自分で書いた方もいらっしゃいました。ですから、これは必ずしも訓子府高校、全道的に田舎の高校はとても厳しい現状にあることはありますけれども、その現状とはまた別に、やっぱり高校生というのは大人と子どもの間にありますから、すごく町にとっても貴重な存在なのかなと思って、ぜひこの今までの取り組みは継続してやっていただきたいなと思います。今、課長が説明してくれたように、今度それに加えて魅力化プロジェクトの中で元高校生だった卒業された方々とかの意見も交えて、多分また新しい取り組みをやると思うんですが、その中でもっとですね、三つ目の設問と被るんですが、高校生は１８歳で選挙権も得られましたし、訓高の教育の中に少人数であるために少人数だからできる自分の意見をどんなところでも発言できるようにするという、そういう取り組みを行われているんですね、だからまちづくりにただ参加するだけではなくて、訓高生の意見をまちづくりに反映できるような、意見を出してもらえるような、そういう取り組みができないか。例えば、若い高校生はイベントとかお祭りが大好きだと思います。そういうことに対する高校生がどんなことをしたいかとか、どういうイベントをしたいかとか、そういうこともとても貴重なアイデアになるんじゃないかなと考えまして、これからのことになるんですけども、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（須河　徹君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　先ほど答弁したように、さまざまな交流を図りながら、いろんな場面で学習活動や部活動の中で参加、まちづくりやイベントにも参加していただいているとこで、確かに議員おっしゃるように、若い方の、議員がおっしゃったように、子どもと大人の間って言い方がいいのかどうかわかんないですけど、そういう年齢層が持っている感覚だったり、視点だったり、そういうものは大事だと思っておりますので、教育委員会だけではなく、町全体として、そういう機会をできる限り設けながら、まちづくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　今の教育長のお答えでいいんですけれども、具体的にですね、高校生が自分の意見を発言できる機会を行政関係者とか町民とともにね、参加できるような機会って可能でしょうかね。わかりますか、例えば、お祭りやる時の協議する委員会とかありますよね、実行委員会とか、そういうところに、実際に会議に加わらないにしても、高校生がこういう希望を持っているとか、こういう意見があるとか、そういうふうに反映できるようなことってできないないでしょうか。今、具体的なこと私求めているんですが。

○議長（須河　徹君）　副町長。

○副町長（森谷清和君）　今、具体的にふるさとまつりだとか、そういうような実行委員会っていいますか、そちらの方にというお話でございましたけども、今のところ既存の構成組織で実行委員会の方、成り立っていますので、高校生については今のところ何もその辺については考えておりませんでしたけれども、今後もしそういう声を聞く機会があれば

そういう訓子府高校生にも参加できるような機会が設けれればと思いますけども、今、具体的には実行委員会に入れるとか、そういうことについては、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　担当がそちらの方なので、今すぐには回答は無理だと思うんですが、なぜかと言いますと私たちの議会を２回も傍聴してくださって、そのお礼に感想文をいただいたんですが、本当に皆さん町のことをしっかりと見てくれてます。それとやはりこういう議場にはじめて入られて、そして町長や議員とのやりとりをはじめて目にして感じることがいろいろあるんですね。だからこの若い時期に町の事を知ったり考えたりするということは高校生にとっても、とっても大事な経験だし、町にとってももしかしたら、毎年同じようなことをやっているような行事でも、そこに新しいアイデアが出てきたりとか、お互いにとっていいんじゃないかと思うので、ぜひこういう取り組みも他の町でやってないと思うので、訓子府町、高校生が今、一生懸命いろんな分野で動いているんだとしたら、その辺もお願いしたいなと思っています。訓子府高校生が在校生の皆さんが高校生になった感想があるんですが、もうほとんどの方が人数が少ないけど楽しい。それから挨拶がちゃんとできるようになった。人と話せるようになったと。それから、思っていたよりも楽しくて満足している。それから勉強もわかりやすくて、人間関係も難しいけれどもバス１本で通えるし。それから他の学校より町からの支援があって、とってもありがたいと思ってますよとか、それから入る前より訓子府町のことを知れて良かったと思いました。それから学校では一人一人の生徒を見てくれている。要するにたくさんの中で、小学校、中学校、たくさんの中ではどうしてもいろんな面でついていけなかったり、交われない子も出てくると思うんですが、訓子府高校はそれ一人一人の子どもたちを見てくれているよ。あと今まで体験したことのない経験をして自分の成長につながってますよという、すごく今まで町が、それから学校が取り組んできたことを生徒たちは真摯に受け止めているんだなって、すごく感じました。こういった声で、その前に意見交換会をしたＰＴＡの皆さんもそういった声を家庭でお話して、子どもたちがどうやって毎日高校生活を送っているかということを私たちに直に言葉で知らせてくれたんですね。これがそうだったんだなって、すごく納得いきました。それで、学校づくりといいましても道立高校ですから、教育委員会が事務局になっていてもこうすれ、ああすれということにはならないとは思います。ただ、今、ずっとこの今までの訓高のチラシとかコミュニティ・スクールのチラシを見てて、ああこれはあの町の教育委員会と学校関係者と、あと保護者の皆さんが、ずっと何年か前から協力してやって今ができているんだなとすごく感じました。ですから、これを財産として、ぜひ生かしてほしいなと感じています。この間、８月２８日に訓子府高校の学校見学会がはじめてやったというふうに私伺って、私もこっそりとおじゃましたんですけれども、意見交換会では一応予定は２７、８人申込があると校長先生おっしゃってたんですが、実際その日伺ってみると、父兄生徒合わせて５０人近くがいらして、とっても賑やかな、子どもたちというか生徒さんたちが中心になって全部自分たちの学校とか部活動を説明するんですね。それから先生方も私は授業を一つしか見れませんでしたけれども、少人数の中で、いいかい、ここまではわかるかい、ちゃんと確認して、そして進んでいくという、すごく丁寧な授業をなさってました。この学校見学会というのは、今まで、はじめてと聞

いたんですが、よく他の学校でもオープンスクールとかいってやってますが、どうして今までやれなかったのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。
○議長（須河　徹君）　西山議員、質問についてはできるだけ簡潔に質問するようにお願いいたします。
　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　今年学校見学会を確か８月の末の土曜日に行ったところで、この学校見学会は、ずっとやってまして、形として、ああいう形で生徒自らがやったというのがはじめてということで、実際上は毎年やってまして、去年はちょっとコロナの関係でできなかったんですけど、同じように通学圏域である北見市内なり置戸の中学生が来てやっているというような形でございます。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　失礼しました。この三つ目に情報発信でいろんなことを書いてくださってたんですが、私その学校見学会に出席して、これが一番ほかの学校、町内もそうですけど、生徒さんたちにＰＲするには、この学校見学会というのが一番だなっていうふうにすごく感じました。皆さんもきれいな学校だねとか、すごく活発な授業なんかもよく見て、バスで送迎してくれてたみたいですけれども、やはり、どんどん生徒さんが少なくなって、学校が生徒を選ぶんではなくて、生徒が学校を選ぶ時代になっているんじゃないかなって思うので、ぜひこの学校見学会は逆にもう少し積極的に、町も協力して行ってくれたらいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　数年前から、そういう形で、やっぱりこう知っていただくのが一番、それで学校を実際見ていただいて、学校の環境だったり雰囲気だったりというのが一番やっぱり進路に与える影響というの大きいと思っておりますので、バスを振興会議の方から、やっぱり足の確保というか、足でなかなかこれないというのもありまして、数年前から町の方でバスを仕立てて北見市内の中学校を希望者に回って学校見学会や、学校と協力しながら、その辺はやっているところでございます。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　わかりました。去年受験なさった親御さんからも１回聞いたんですが、訓子府高校にも、それからいろんな学校に受験だからって子どもと一緒に説明会というんですか、説明会には行って、訓子府高校はすごく九つの支援があって、すごくいいねって言ったんですけど、子どもに聞いたら、支援のことばっかりで学校のことがよくわからなかったって、去年はコロナで見学ができなかったからかもしれませんけど、やはり高校生になる年齢ですと、やはり自分の目でどんな学校かというのは確かめたいと思うので、ここがすごく発信の一番の要かなと思うので、今後もよろしくお願いしたいと思います。
　それから設問の中で今、目指していることとか夢中になっていることを聞きました。仕事的には保育士が７名、それから大学の進学を目指しているのが４名の方、あとアパレルだったりブライダル、それから美容師さん、騎手、それから安定した生活、商売、パティシエが４名、運転手さん、飼育員、いろいろ子どもたちの夢は果てしなくあります。この中で具体的な職業ではなくて、多くの人に慕われる人になりたい。それから社会に貢献で

きる社会人になりたい。頼られる人になりたいという生き方も含めた回答もありました。訓子府の今の取り組みでたくさんの資格も取れるようになっていますけれども、その生徒さんの資格を推進していますが、これまでの一応、その資格の実績といいますか、喫緊、例えば去年あたりでしたら、このたくさんの資格はどういうふうに実績があるのか、そこわかりましたら、わかる範囲でよろしいですけど、お願いいたします。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　生徒に対する資格の取得ということで、訓子府高校の場合、進学される方と就職される方、どちらかと言えば就職と半々ぐらいだったと思いますけど、私が聞いている中では就職される方もいろんな資格を持っていることによって、就職した時に、そういう例えばワープロなり、そういうところの資格持ってれば、すぐ仕事がそういうところに役立つというところで評判がいいというふうに聞いております。その中で、令和２年度の資格取得の検定の関係でいきますと、実用英語技能検定が１７名、各種、その他の検定で５名、漢字能力が９名、ビジネス文書検定が４４名、実用数学検定が１８名、情報処理検定２０名、簿記実務検定が１名って、多種多様にわたる検定をそこで調整しながら生徒は取っているということで、それと就職に関する資格取得ということで、昔で言う旧ホームヘルパー２級、介護施設に勤める場合、そこから即実務経験がはじまるんで、そこで施設によっては、そういう資格を取ってから勤めてほしいというとこですので、そこで在校している時に、その辺の補助も受けながら、去年は確かなかったと思いますけど、一昨年とその前にも何件かそういう資格をとって就職されている方はおります。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　わかりました。その結果といいますか、今年度、訓高生の行き先といいますか、それわかりますかね。
○議長（須河　徹君）　管理課長。
○管理課長（高橋　治君）　ちょっと昨年の部分がちょっと持ち合わせてないですが、パンフレット上にある過去４年の中でということでいきますと、大学でいえば札幌大学ですとか、保育士の関係でいきますと帯広大谷短期大学ですか、あと専門学校が非常に多くされているということと、就職先でいけば地元企業、北見市内含めてですね、あと昨年は漁師になった方もいらっしゃるということで、多種多様にわたって、いろいろ学校の指導も受けながらですね、進んでいるということでございます。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　資料がありましたんでお答えいたしたいと思います。令和２年度の卒業生は２２名おりまして、進学された人が１０名、大学、短大、それぞれ１名と専門学校、それと技術専門学校にそれぞれ進められて、就職については１２名で、民間が１１名と自営業で１人という形になっております。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　今、お答えいただいた結果を見ても訓高生が本当に、ご自身も頑張っているけれども、学校や町の支援とともに将来をきちんと自分の力で勝ち取ってくという、そういう姿も中学生たちが自分の進路を選ぶ時にどうしても成績とかで振り分けられる当初はあると思うんですが、でも訓子府高校でこういうことができて、こういう進路もあるんだよということが、しっかりと在校生たちに伝われば、もっと訓子府の魅力的

な学校現場がわかってもらうことで、また伸びていくんではないかと。だから現在の体制は本当に私も調べていく中で、すごく良い方向に向かっているんじゃないかと。ただ、全道的にみても生徒数が少ないので、子どもさんが少ないので、さっきのメロンじゃないですけど、現実とっても厳しいことは確かだと思います。でも、若い世代なので希望をもって高校生活３年間を送れるように今後もそのプロジェクトが充実した活動と町としてそこに支援していくということで、もう一度、教育長の、このプロジェクトに対する期待することなどありましたらお願いしたいと思います。

○議長（須河　徹君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　議員の方から在校生である高校生にアンケートというか、そういう部分をとっていただいて、その中での今、現状の訓高生が思っていることも私たちとして受け止めながらやっていきたいというふうに思っています。それで現状としては、訓子府高校というのは、今の生徒さんは進学や、先ほど申し上げたように、進学や就職に多様な子がおりまして、中には中学時代に大きな集団ではなじめなかった子や、また特別な支援が必要な子も含めた中で、そういう受け皿となりながら自立していくような教育を行っているというのが訓子府高校の特徴でございます。そのような中で魅力化プロジェクト委員会を立ち上げながらですね、子どもたちが行って良かったとか、楽しかったとか、そういう学校づくりに向けてですね、各委員の皆さんとともに連携を図りながら努めてまいりたいと思っております。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　最後になるんですけれども、訓高の存続について、生徒さんに伺って、生徒さんの意見を紹介したいと思います。自分の通っている高校がなくなってしまうのはとっても悲しくてさみしい。やっぱりもっと生徒数が増えればいいし、訓高の良いところを自分も広めたいというふうに書いてあります。それから、どうにもならないと一言書いてある生徒さんもいました。訓高は挨拶がどの高校に比べても一番すごいんだっていうふうに言ってました。あと方法としては行事とか部活動をＳＮＳにのっけたり、部活動もどうしても今、女子生徒が多いので男子生徒がちょっと部活が少なくてちょっとかわいそうかなというのがあります。あとは、これは他の高校の見学会でも聞いたんですが、クーラーをつけてほしいというのが何人かありました。やはり今年の夏すごく暑かったので、クーラーも一つの学校選択の中に入っているんだなと感じました。あと珍しい授業やいろいろな資格を取るということですね。あと訓子府高校は校則が厳しいというのが何人かあったんですが、そんなに厳しいのかなとちょっとよくわからないんですけれども、例えばその人の考え方ですから、制服なしになれたらいいとか、あと購買を置いてほしいとか。それから１人、人数が少ないから良い悪いのではなくて、少人数だからできることが訓高の魅力だと。そういうふうに書いている生徒さんがいました。あと良い学校なのになくなったら困る。地域交流の多いこの学校がなくなるのはとても悲しいですという生徒さんの本当に本音を書いてくださったので、私たち議会もＰＴＡの役員の皆さんからはじめて聞いた、いろいろなその本音を聞いて、やっぱり訓子府の魅力化をもっともっと図らなきゃいけないねっていうことではみんな共通の意識を持ちました。

　最後にですね、このアンケートを通してでもいいんですけれども、教育長として、この魅力化プロジェクトを使ってと言いますか、通じて訓高をどういうふうに目指していきた

いのか、その思いを聞いて終わりにしたいと思っています。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　魅力化プロジェクト委員会の中では、地域とある学校づくりというところを目指しながら、どうその辺のとこを支援していくかというとこを協議しているとこで、先ほど言っているように、いろんな面で地域の関係性だとか保護者や生徒からみた魅力だとか、それをそれぞれの立場の中でアイデアなり意見をもらいながら訓子府高校が今おかれている現状の中で、やはり魅力あるというのは、他の高校にはない魅力あることが私自身は一番の魅力だというふうに思っていますので、それらを探りながら訓子府高校の振興に努めてまいりたいというふうに思っております。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　厳しい現実ではありますけれども、訓高が大好きで訓子府の町にも好意的な生徒さんの声に耳を傾けて、今後魅力的な学校として今後も飛躍できるように、町の支援、サポートをお願いしたいなと思います。あとは学校の厳しい現実、存続については、明日の山田議員に託したいと思います。今日は私の質問はこれで終わりたいと思いますので、おわります。
○議長（須河　徹君）　５番、西山由美子君の質問が終わりました。

◎散会の宣告
○議長（須河　徹君）　お諮りいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。
よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。
明日も午前９時３０分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしくお願いいたします。
ご苦労さまでした。

散会　午後　３時３２分